

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 5 年 3 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	議案第 1 号	子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	1
		説 明	5
		参 考	7
2	議案第 2 号	池田市職員定数条例の一部改正について	23
		説 明	25
		参 考	26
3	議案第 3 号	池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて	27
		説 明	34
		参 考	35
4	議案第 4 号	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部改正について	43
		説 明	46
		参 考	47
5	議案第 5 号	池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	50
		説 明	52
		参 考	53
6	議案第 6 号	池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	58
		説 明	65
		参 考	67
7	議案第 7 号	池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について	89
		説 明	93
		参 考	94

8	議案第 8 号	池田市国民健康保険条例の一部改正について	98
		説 明	101
		参 考	102
9	議案第 9 号	池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	111
		説 明	114
		参 考	115
10	議案第 1 0 号	池田市建築基準法施行条例の一部改正について	120
		説 明	123
		参 考	124
11	議案第 1 1 号	池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正について	128
		説 明	143
		参 考	144
12	議案第 1 2 号	池田市災害見舞金等支給条例の一部改正について	176
		説 明	178
		参 考	179
13	議案第 1 3 号	池田市大気観測局管理基金条例の廃止について	180
		説 明	182
14	議案第 1 4 号	損害賠償の額を定め和解することについて	183
		参 考 (1)	184
		参 考 (2)	185
		参 考 (3)	186

15	議案第15号	令和4年度池田市病院事業会計補正予算（第6号）	別冊
16	議案第16号	令和4年度池田市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
17	議案第17号	令和4年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
18	議案第18号	令和4年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
19	議案第19号	令和4年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
20	議案第20号	令和4年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
21	議案第21号	令和4年度池田市一般会計補正予算（第13号）	別冊
22	議案第22号	令和5年度池田市病院事業会計予算	別冊
23	議案第23号	令和5年度池田市水道事業会計予算	別冊
24	議案第24号	令和5年度池田市公共下水道事業会計予算	別冊
25	議案第25号	令和5年度池田市国民健康保険特別会計予算	別冊
26	議案第26号	令和5年度池田市財産区特別会計予算	別冊
27	議案第27号	令和5年度池田市介護保険事業特別会計予算	別冊
28	議案第28号	令和5年度池田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
29	議案第29号	令和5年度池田市一般会計予算	別冊

議案第 1 号

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本
条例を制定するものである。

池田市条例第 号

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

(池田市立保育所条例の一部改正)

第1条 池田市立保育所条例（昭和40年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 池田市立幼保連携型認定こども園条例（平成30年池田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」

に、「利用している法第１９条第１項第２号」を「利用している同条第２号」に、「の法第１９条第１項第２号」を「の同条第２号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第

1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正)

第 4 条 池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和 2 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

(池田市就園奨励基金条例の一部改正)

第 5 条 池田市就園奨励基金条例（昭和 50 年池田市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

- 1 池田市立保育所条例（昭和 4 0 年池田市条例第 2 0 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 1 条中第 2 条の改正関係）

- 2 池田市立幼保連携型認定こども園条例（平成 3 0 年池田市条例第 6 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 2 条中第 3 条の改正関係）

- 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年池田市条例第 2 1 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 3 条中第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 1 3 条、

第 2 0 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、

第 5 1 条及び第 5 2 条の改正関係）

- 4 池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和 2 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 4 条中第 3 条の改正関係）

- 5 池田市就園奨励基金条例（昭和 5 0 年池田市条例第 2 0 号）の一部改正〔第 5 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

(第5条中第1条の改正関係)

6 この条例は、令和5年4月1日から施行するものであること。

(附則関係)

議案第1号 参 考

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市立保育所条例 第1条 （略） （保育所における保育） 第2条 保育所において行う保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に該当することにより同法第27条の規定による施設型給付費又は同法第28条第1項第1号若しくは第2号の規定による特例施設型給付費の支給対象となる者に対して行う。 第3条～第6条 （略） 2 池田市立幼保連携型認定こども園条例 第1条・第2条 （略） （実施事業） 第3条 （略） 2 市長は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、次に掲げる事業を実施する。 （1） （略） （2） 預かり保育（法第59条第10号の一時預かり事業のうち、園児であつて<u>法第19条第1項第1号</u>に規定する小学校就学前子どもに対して行うも	1 池田市立保育所条例 第1条 （略） （保育所における保育） 第2条 保育所において行う保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号</u>又は第3号に該当することにより同法第27条の規定による施設型給付費又は同法第28条第1項第1号若しくは第2号の規定による特例施設型給付費の支給対象となる者に対して行う。 第3条～第6条 （略） 2 池田市立幼保連携型認定こども園条例 第1条・第2条 （略） （実施事業） 第3条 （略） 2 市長は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、次に掲げる事業を実施する。 （1） （略） （2） 預かり保育（法第59条第10号の一時預かり事業のうち、園児であつて<u>法第19条第1号</u>に規定する小学校就学前子どもに対して行うものをい

改 正 前	改 正 後
のをいう。) (3) (略) 第4条～第8条 (略) 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第3条 (略) (利用定員) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 第5条 (略)	う。) (3) (略) 第4条～第8条 (略) 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第3条 (略) (利用定員) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 第5条 (略)

改 正 前	改 正 後
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに<u>係る法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が</u>	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに<u>係る法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給</u>

改 正 前	改 正 後
高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 (略) (あっせん、要請及び調整に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 第9条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略)	付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 (略) (あっせん、要請及び調整に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 第9条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略)

改 正 前	改 正 後
2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3	2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3

改 正 前	改 正 後
学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) 第14条～第19条 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日 (<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学	学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) 第14条～第19条 (略) (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日 (<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学

改 正 前	改 正 後
校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略) 第21条～第34条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同	前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略) 第21条～第34条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同

改 正 前	改 正 後
じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施	じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現

改 正 前	改 正 後
設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同項第1号</u>又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の<u>同項第1号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 （利用定員） 第37条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育	に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「利用している同号」とあるのは「利用している<u>同条第1号</u>又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の<u>同条第1号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 （利用定員） 第37条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育

改 正 前	改 正 後
の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 （略） （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に	の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 （略） （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる

改 正 前	改 正 後
掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 （略） 第40条～第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用	小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 （略） 第40条～第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型

改 正 前	改 正 後
地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>第19条第1項第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性	保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>第19条第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる

改 正 前	改 正 後
が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す	満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す

改 正 前	改 正 後
る場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳	る場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認

改 正 前	改 正 後
以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第53条 （略） 4 池田市立幼稚園型認定こども園条例 第1条・第2条 （略） （実施事業） 第3条 教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、次に掲げる事業を実施する。ただし、第2号に掲げる事業は、当該園児に係る入園式の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入により入園した園児にあつては、その転入により入園した日）以後に実施する。 (1) （略） (2) 預かり保育（法第59条第10号の一時預かり事業として法第19条第1項第1号に掲げる者に対して行うものをいう。以下同じ。） (3) （略） 2 （略） 第4条～第13条 （略） 5 池田市就園奨励基金条例 第1条 本市に居住し、幼稚園に在園する者及び認定こども園に在園する者で	定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第53条 （略） 4 池田市立幼稚園型認定こども園条例 第1条・第2条 （略） （実施事業） 第3条 教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、次に掲げる事業を実施する。ただし、第2号に掲げる事業は、当該園児に係る入園式の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入により入園した園児にあつては、その転入により入園した日）以後に実施する。 (1) （略） (2) 預かり保育（法第59条第10号の一時預かり事業として法第19条第1号に掲げる者に対して行うものをいう。以下同じ。） (3) （略） 2 （略） 第4条～第13条 （略） 5 池田市就園奨励基金条例 第1条 本市に居住し、幼稚園に在園する者及び認定こども園に在園する者で

改 正 前	改 正 後
あつて、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）<u>第１９条第１項第１号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、心身に障がいを持つ者に対し、就園奨励金を支給するため、池田市就園奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。 第２条～第５条 （略）	あつて、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）<u>第１９条第１号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、心身に障がいを持つ者に対し、就園奨励金を支給するため、池田市就園奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。 第２条～第５条 （略）

議案第 2 号

池田市職員定数条例の一部改正について

池田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

救急隊を 1 隊増隊し、及び消防力の整備指針に定める救急隊の人員に準拠するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

池田市職員定数条例（昭和 36 年池田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「121 人」を「139 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

池田市職員定数条例の一部改正について

- 1 消防職員の定数を 1 2 1 人から 1 3 9 人に変更するものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第2号 参 考

池田市職員定数条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） （略） （10）消防職員 <u>1 2 1</u> 人 第3条～第5条 （略）	第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） （略） （10）消防職員 <u>1 3 9</u> 人 第3条～第5条 （略）

議案第 3 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

会計年度任用職員の給料月額及び報酬基準月額を引き上げるため、本条例
の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例（案）

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市
条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	136,200	154,600	184,600	187,900
2	137,100	155,700	186,400	190,400
3	138,100	156,800	188,200	193,000
4	139,000	157,900	190,000	195,600
5	140,000	158,900	191,600	198,300
6	141,000	160,300	193,400	201,000
7	142,000	161,600	195,200	203,700
8	143,000	162,900	196,900	206,500
9	143,800	164,100	198,500	209,300
10	144,800	165,600	200,300	212,000
11	145,800	167,100	202,100	214,900
12	146,900	168,700	203,900	217,600
13	147,700	169,800	205,400	220,100
14	148,700	171,200	207,200	221,700
15	149,800	172,600	209,000	223,500
16	150,800	174,000	210,800	225,200
17	151,900	175,300	212,400	226,900
18	153,300	177,800	214,200	228,600
19	154,500	180,300	216,000	230,400
20	155,700	182,800	217,800	231,900
21	156,800	185,200	219,200	233,800
22	158,000	186,900	221,000	235,700
23	159,200	188,500	222,700	237,700
24	160,400	190,200	224,500	239,700
25	161,500	191,700	226,100	241,300
26	163,000	193,400	227,800	243,200
27	164,500	195,200	229,400	245,100
28	166,000	196,900	230,900	247,100
29	167,400	198,500	232,200	248,800

30	168,800	233,800	250,700
31	170,300	235,400	252,700
32	171,800	236,900	254,700
33	173,100	237,900	256,500
34	174,800	239,400	258,500
35	176,500	240,700	260,400
36	178,200	241,900	262,300
37	179,900	243,100	263,500
38	181,300	244,100	265,000
39	183,000	245,100	266,500
40	184,500	246,100	268,000
41	185,800	247,200	269,500
42	187,200	248,100	270,600
43	188,500	249,000	271,500
44	189,900	250,000	272,500
45	191,400	250,900	273,400
46	192,700	252,200	274,300
47	194,100	253,400	274,900
48	195,500	254,700	275,600
49	196,800	256,000	276,500
50	197,900	257,400	277,000
51		258,600	277,500
52		259,800	278,100
53		260,900	278,800
54		262,100	279,400
55		263,400	280,000
56		264,500	280,600
57		265,600	281,400
58		266,600	282,500
59		267,800	283,400
60		268,900	284,800
61		269,900	285,700
62		270,900	287,100
63		272,000	288,200
64		273,100	289,300
65		274,000	290,200
66		275,000	291,300
67		275,900	292,500
68		277,000	293,600
69		278,100	294,400
70		279,100	295,100
71		280,000	295,900
72		281,000	296,700
73		281,500	297,800
74		282,400	298,800
75		283,100	299,900
76		284,000	301,000
77		285,000	301,700
78		285,800	302,600
79		286,600	303,400
80		287,400	304,300
81		288,200	305,000
82		288,700	305,900
83		289,100	306,800

84	289, 600	307, 700
85	289, 800	308, 100
86	290, 100	308, 800
87	290, 300	309, 500
88	290, 700	310, 400
89	290, 900	311, 300
90		312, 100
91		312, 900
92		313, 600
93		314, 300
94		315, 000
95		315, 700
96		316, 400
97		316, 800
98		317, 200
99		317, 600
100		318, 000
101		318, 300
102		318, 700
103		319, 000
104		319, 400
105		319, 800
106		320, 300
107		320, 800
108		321, 300
109		321, 700
110		322, 200
111		322, 600
112		323, 100
113		323, 400
114		323, 900
115		324, 300
116		324, 800
117		325, 100
118		325, 500
119		326, 000
120		326, 500
121		326, 700
122		327, 100
123		327, 600
124		327, 900
125		328, 100
126		328, 400
127		328, 900
128		329, 300
129		329, 500
130		329, 900
131		330, 400
132		330, 800
133		331, 000
134		331, 400
135		331, 900
136		332, 200
137		332, 500

138				332,900
139				333,300
140				333,700
141				334,100

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条、第22条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	156,630	177,790	212,290	216,085
2	157,665	179,055	214,360	218,960
3	158,815	180,320	216,430	221,950
4	159,850	181,585	218,500	224,940
5	161,000	182,735	220,340	228,045
6	162,150	184,345	222,410	231,150
7	163,300	185,840	224,480	234,255
8	164,450	187,335	226,435	237,475
9	165,370	188,715	228,275	240,695
10	166,520	190,440	230,345	243,800
11	167,670	192,165	232,415	247,135
12	168,935	194,005	234,485	250,240
13	169,855	195,270	236,210	253,115
14	171,005	196,880	238,280	254,955
15	172,270	198,490	240,350	257,025
16	173,420	200,100	242,420	258,980
17	174,685	201,595	244,260	260,935
18	176,295	204,470	246,330	262,890
19	177,675	207,345	248,400	264,960
20	179,055	210,220	250,470	266,685
21	180,320	212,980	252,080	268,870
22	181,700	214,935	254,150	271,055
23	183,080	216,775	256,105	273,355
24	184,460	218,730	258,175	275,655
25	185,725	220,455	260,015	277,495
26	187,450	222,410	261,970	279,680
27	189,175	224,480	263,810	281,865
28	190,900	226,435	265,535	284,165
29	192,510	228,275	267,030	286,120
30	194,120		268,870	288,305
31	195,845		270,710	290,605
32	197,570		272,435	292,905
33	199,065		273,585	294,975
34	201,020		275,310	297,275
35	202,975		276,805	299,460
36	204,930		278,185	301,645
37	206,885		279,565	303,025
38	208,495		280,715	304,750
39	210,450		281,865	306,475
40	212,175		283,015	308,200

41	213, 670	284, 280	309, 925
42	215, 280	285, 315	311, 190
43	216, 775	286, 350	312, 225
44	218, 385	287, 500	313, 375
45	220, 110	288, 535	314, 410
46	221, 605	290, 030	315, 445
47	223, 215	291, 410	316, 135
48	224, 825	292, 905	316, 940
49	226, 320	294, 400	317, 975
50	227, 585	296, 010	318, 550
51		297, 390	319, 125
52		298, 770	319, 815
53		300, 035	320, 620
54		301, 415	321, 310
55		302, 910	322, 000
56		304, 175	322, 690
57		305, 440	323, 610
58		306, 590	324, 875
59		307, 970	325, 910
60		309, 235	327, 520
61		310, 385	328, 555
62		311, 535	330, 165
63		312, 800	331, 430
64		314, 065	332, 695
65		315, 100	333, 730
66		316, 250	334, 995
67		317, 285	336, 375
68		318, 550	337, 640
69		319, 815	338, 560
70		320, 965	339, 365
71		322, 000	340, 285
72		323, 150	341, 205
73		323, 725	342, 470
74		324, 760	343, 620
75		325, 565	344, 885
76		326, 600	346, 150
77		327, 750	346, 955
78		328, 670	347, 990
79		329, 590	348, 910
80		330, 510	349, 945
81		331, 430	350, 750
82		332, 005	351, 785
83		332, 465	352, 820
84		333, 040	353, 855
85		333, 270	354, 315
86		333, 615	355, 120
87		333, 845	355, 925
88		334, 305	356, 960
89		334, 535	357, 995
90			358, 915
91			359, 835
92			360, 640
93			361, 445
94			362, 250

95			363,055
96			363,860
97			364,320
98			364,780
99			365,240
100			365,700
101			366,045
102			366,505
103			366,850
104			367,310
105			367,770
106			368,345
107			368,920
108			369,495
109			369,955
110			370,530
111			370,990
112			371,565
113			371,910
114			372,485
115			372,945
116			373,520
117			373,865
118			374,325
119			374,900
120			375,475
121			375,705
122			376,165
123			376,740
124			377,085
125			377,315
126			377,660
127			378,235
128			378,695
129			378,925
130			379,385
131			379,960
132			380,420
133			380,650
134			381,110
135			381,685
136			382,030
137			382,375
138			382,835
139			383,295
140			383,755
141			384,215

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

- 1 フルタイム会計年度任用職員の給料表を改定すること。

(別表第 1 の改正関係)

- 2 パートタイム会計年度任用職員の報酬基準月額表を改定すること。

(別表第 3 の改正関係)

- 3 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

(改正条例附則関係)

議案第3号 参 考

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前					改 正 後				
本則（略）					本則（略）				
別表第1（第5条関係）					別表第1（第5条関係）				
フルタイム会計年度任用職員給料表					フルタイム会計年度任用職員給料表				
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	132,300	150,600	181,600	183,200	1	136,200	154,600	184,600	187,900
2	133,200	151,700	183,400	185,700	2	137,100	155,700	186,400	190,400
3	134,200	152,800	185,200	188,300	3	138,100	156,800	188,200	193,000
4	135,100	153,900	187,000	191,000	4	139,000	157,900	190,000	195,600
5	136,100	154,900	188,600	193,700	5	140,000	158,900	191,600	198,300
6	137,100	156,300	190,400	196,500	6	141,000	160,300	193,400	201,000
7	138,100	157,600	192,200	199,300	7	142,000	161,600	195,200	203,700
8	139,100	158,900	193,900	202,200	8	143,000	162,900	196,900	206,500
9	139,900	160,100	195,500	205,000	9	143,800	164,100	198,500	209,300
10	140,900	161,600	197,300	208,000	10	144,800	165,600	200,300	212,000
11	141,900	163,100	199,100	210,900	11	145,800	167,100	202,100	214,900
12	143,000	164,700	200,900	213,800	12	146,900	168,700	203,900	217,600
13	143,800	165,900	202,400	216,400	13	147,700	169,800	205,400	220,100
14	144,800	167,400	204,200	218,100	14	148,700	171,200	207,200	221,700
15	145,800	168,900	206,000	219,900	15	149,800	172,600	209,000	223,500
16	146,800	170,400	207,800	221,600	16	150,800	174,000	210,800	225,200
17	147,900	171,700	209,400	223,300	17	151,900	175,300	212,400	226,900
18	149,200	174,400	211,200	225,000	18	153,300	177,800	214,200	228,600
19	150,400	177,000	213,000	226,800	19	154,500	180,300	216,000	230,400
20	151,600	179,600	214,800	228,400	20	155,700	182,800	217,800	231,900
21	152,700	182,200	216,200	230,300	21	156,800	185,200	219,200	233,800
22	153,900	183,900	218,000	232,200	22	158,000	186,900	221,000	235,700
23	155,100	185,500	219,700	234,200	23	159,200	188,500	222,700	237,700
24	156,300	187,200	221,500	236,200	24	160,400	190,200	224,500	239,700
25	157,400	188,700	223,200	237,800	25	161,500	191,700	226,100	241,300
26	158,900	190,400	224,900	239,700	26	163,000	193,400	227,800	243,200

改 正 前						改 正 後					
27	160,400	192,200	226,500	241,600		27	164,500	195,200	229,400	245,100	
28	161,900	193,900	228,100	243,600		28	166,000	196,900	230,900	247,100	
29	163,300	195,500	229,500	245,300		29	167,400	198,500	232,200	248,800	
30	164,700		231,200	247,200		30	168,800		233,800	250,700	
31	166,200		232,800	249,200		31	170,300		235,400	252,700	
32	167,700		234,400	251,200		32	171,800		236,900	254,700	
33	169,100		235,400	253,000		33	173,100		237,900	256,500	
34	170,900		236,900	255,000		34	174,800		239,400	258,500	
35	172,700		238,300	256,900		35	176,500		240,700	260,400	
36	174,500		239,500	258,800		36	178,200		241,900	262,300	
37	176,200		240,700	260,200		37	179,900		243,100	263,500	
38	177,900		241,900	261,800		38	181,300		244,100	265,000	
39	179,600		242,900	263,300		39	183,000		245,100	266,500	
40	181,300		244,100	264,900		40	184,500		246,100	268,000	
41	182,800		245,400	266,500		41	185,800		247,200	269,500	
42	184,200		246,400	267,700		42	187,200		248,100	270,600	
43	185,500		247,600	268,600		43	188,500		249,000	271,500	
44	186,900		248,900	269,700		44	189,900		250,000	272,500	
45	188,400		249,800	270,600		45	191,400		250,900	273,400	
46	189,700		251,100	271,500		46	192,700		252,200	274,300	
47	191,100		252,300	272,200		47	194,100		253,400	274,900	
48	192,500		253,600	272,900		48	195,500		254,700	275,600	
49	193,800		255,000	273,800		49	196,800		256,000	276,500	
50	194,900		256,400	274,400		50	197,900		257,400	277,000	
51			257,600	275,100		51			258,600	277,500	
52			258,800	275,900		52			259,800	278,100	
53			260,000	276,800		53			260,900	278,800	
54			261,200	277,500		54			262,100	279,400	
55			262,500	278,400		55			263,400	280,000	
56			263,600	279,300		56			264,500	280,600	
57			264,700	280,100		57			265,600	281,400	
58			265,800	281,300		58			266,600	282,500	
59			267,100	282,200		59			267,800	283,400	
60			268,400	283,600		60			268,900	284,800	
61			269,400	284,600		61			269,900	285,700	
62			270,500	286,000		62			270,900	287,100	
63			271,800	287,100		63			272,000	288,200	
64			273,100	288,200		64			273,100	289,300	
65			274,000	289,300		65			274,000	290,200	
66			275,000	290,400		66			275,000	291,300	

改 正 前						改 正 後					
67				275,900	291,600	67				275,900	292,500
68				277,000	292,700	68				277,000	293,600
69				278,100	293,800	69				278,100	294,400
70				279,100	294,700	70				279,100	295,100
71				280,000	295,700	71				280,000	295,900
72				281,000	296,700	72				281,000	296,700
73				281,500	297,800	73				281,500	297,800
74				282,400	298,800	74				282,400	298,800
75				283,100	299,900	75				283,100	299,900
76				284,000	301,000	76				284,000	301,000
77				285,000	301,700	77				285,000	301,700
78				285,800	302,600	78				285,800	302,600
79				286,600	303,400	79				286,600	303,400
80				287,400	304,300	80				287,400	304,300
81				288,200	305,000	81				288,200	305,000
82				288,700	305,900	82				288,700	305,900
83				289,100	306,800	83				289,100	306,800
84				289,600	307,700	84				289,600	307,700
85				289,800	308,100	85				289,800	308,100
86				290,100	308,800	86				290,100	308,800
87				290,300	309,500	87				290,300	309,500
88				290,700	310,400	88				290,700	310,400
89				290,900	311,300	89				290,900	311,300
90					312,100	90					312,100
91					312,900	91					312,900
92					313,600	92					313,600
93					314,300	93					314,300
94					315,000	94					315,000
95					315,700	95					315,700
96					316,400	96					316,400
97					316,800	97					316,800
98					317,200	98					317,200
99					317,600	99					317,600
100					318,000	100					318,000
101					318,300	101					318,300
102					318,700	102					318,700
103					319,000	103					319,000
104					319,400	104					319,400
105					319,800	105					319,800
106					320,300	106					320,300

改 正 前					改 正 後				
107				320,800	107				320,800
108				321,300	108				321,300
109				321,700	109				321,700
110				322,200	110				322,200
111				322,600	111				322,600
112				323,100	112				323,100
113				323,400	113				323,400
114				323,900	114				323,900
115				324,300	115				324,300
116				324,800	116				324,800
117				325,100	117				325,100
118				325,500	118				325,500
119				326,000	119				326,000
120				326,500	120				326,500
121				326,700	121				326,700
122				327,100	122				327,100
123				327,600	123				327,600
124				327,900	124				327,900
125				328,100	125				328,100
126				328,400	126				328,400
127				328,900	127				328,900
128				329,300	128				329,300
129				329,500	129				329,500
130				329,900	130				329,900
131				330,400	131				330,400
132				330,800	132				330,800
133				331,000	133				331,000
134				331,400	134				331,400
135				331,900	135				331,900
136				332,200	136				332,200
137				332,500	137				332,500
138				332,900	138				332,900
139				333,300	139				333,300
140				333,700	140				333,700
141				334,100	141				334,100
別表第2 (略)					別表第2 (略)				
別表第3 (第17条、第22条関係)					別表第3 (第17条、第22条関係)				

改 正 前					改 正 後				
パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表					パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表				
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	152,145	173,190	208,840	210,680	1	156,630	177,790	212,290	216,085
2	153,180	174,455	210,910	213,555	2	157,665	179,055	214,360	218,960
3	154,330	175,720	212,980	216,545	3	158,815	180,320	216,430	221,950
4	155,365	176,985	215,050	219,650	4	159,850	181,585	218,500	224,940
5	156,515	178,135	216,890	222,755	5	161,000	182,735	220,340	228,045
6	157,665	179,745	218,960	225,975	6	162,150	184,345	222,410	231,150
7	158,815	181,240	221,030	229,195	7	163,300	185,840	224,480	234,255
8	159,965	182,735	222,985	232,530	8	164,450	187,335	226,435	237,475
9	160,885	184,115	224,825	235,750	9	165,370	188,715	228,275	240,695
10	162,035	185,840	226,895	239,200	10	166,520	190,440	230,345	243,800
11	163,185	187,565	228,965	242,535	11	167,670	192,165	232,415	247,135
12	164,450	189,405	231,035	245,870	12	168,935	194,005	234,485	250,240
13	165,370	190,785	232,760	248,860	13	169,855	195,270	236,210	253,115
14	166,520	192,510	234,830	250,815	14	171,005	196,880	238,280	254,955
15	167,670	194,235	236,900	252,885	15	172,270	198,490	240,350	257,025
16	168,820	195,960	238,970	254,840	16	173,420	200,100	242,420	258,980
17	170,085	197,455	240,810	256,795	17	174,685	201,595	244,260	260,935
18	171,580	200,560	242,880	258,750	18	176,295	204,470	246,330	262,890
19	172,960	203,550	244,950	260,820	19	177,675	207,345	248,400	264,960
20	174,340	206,540	247,020	262,660	20	179,055	210,220	250,470	266,685
21	175,605	209,530	248,630	264,845	21	180,320	212,980	252,080	268,870
22	176,985	211,485	250,700	267,030	22	181,700	214,935	254,150	271,055
23	178,365	213,325	252,655	269,330	23	183,080	216,775	256,105	273,355
24	179,745	215,280	254,725	271,630	24	184,460	218,730	258,175	275,655
25	181,010	217,005	256,680	273,470	25	185,725	220,455	260,015	277,495
26	182,735	218,960	258,635	275,655	26	187,450	222,410	261,970	279,680
27	184,460	221,030	260,475	277,840	27	189,175	224,480	263,810	281,865
28	186,185	222,985	262,315	280,140	28	190,900	226,435	265,535	284,165
29	187,795	224,825	263,925	282,095	29	192,510	228,275	267,030	286,120
30	189,405		265,880	284,280	30	194,120		268,870	288,305
31	191,130		267,720	286,580	31	195,845		270,710	290,605
32	192,855		269,560	288,880	32	197,570		272,435	292,905
33	194,465		270,710	290,950	33	199,065		273,585	294,975
34	196,535		272,435	293,250	34	201,020		275,310	297,275

改 正 前					改 正 後				
35	198,605		274,045	295,435	35	202,975		276,805	299,460
36	200,675		275,425	297,620	36	204,930		278,185	301,645
37	202,630		276,805	299,230	37	206,885		279,565	303,025
38	204,585		278,185	301,070	38	208,495		280,715	304,750
39	206,540		279,335	302,795	39	210,450		281,865	306,475
40	208,495		280,715	304,635	40	212,175		283,015	308,200
41	210,220		282,210	306,475	41	213,670		284,280	309,925
42	211,830		283,360	307,855	42	215,280		285,315	311,190
43	213,325		284,740	308,890	43	216,775		286,350	312,225
44	214,935		286,235	310,155	44	218,385		287,500	313,375
45	216,660		287,270	311,190	45	220,110		288,535	314,410
46	218,155		288,765	312,225	46	221,605		290,030	315,445
47	219,765		290,145	313,030	47	223,215		291,410	316,135
48	221,375		291,640	313,835	48	224,825		292,905	316,940
49	222,870		293,250	314,870	49	226,320		294,400	317,975
50	224,135		294,860	315,560	50	227,585		296,010	318,550
51			296,240	316,365	51			297,390	319,125
52			297,620	317,285	52			298,770	319,815
53			299,000	318,320	53			300,035	320,620
54			300,380	319,125	54			301,415	321,310
55			301,875	320,160	55			302,910	322,000
56			303,140	321,195	56			304,175	322,690
57			304,405	322,115	57			305,440	323,610
58			305,670	323,495	58			306,590	324,875
59			307,165	324,530	59			307,970	325,910
60			308,660	326,140	60			309,235	327,520
61			309,810	327,290	61			310,385	328,555
62			311,075	328,900	62			311,535	330,165
63			312,570	330,165	63			312,800	331,430
64			314,065	331,430	64			314,065	332,695
65			315,100	332,695	65			315,100	333,730
66			316,250	333,960	66			316,250	334,995
67			317,285	335,340	67			317,285	336,375
68			318,550	336,605	68			318,550	337,640
69			319,815	337,870	69			319,815	338,560
70			320,965	338,905	70			320,965	339,365
71			322,000	340,055	71			322,000	340,285
72			323,150	341,205	72			323,150	341,205
73			323,725	342,470	73			323,725	342,470
74			324,760	343,620	74			324,760	343,620

改 正 前					改 正 後				
75			325, 565	344, 885	75			325, 565	344, 885
76			326, 600	346, 150	76			326, 600	346, 150
77			327, 750	346, 955	77			327, 750	346, 955
78			328, 670	347, 990	78			328, 670	347, 990
79			329, 590	348, 910	79			329, 590	348, 910
80			330, 510	349, 945	80			330, 510	349, 945
81			331, 430	350, 750	81			331, 430	350, 750
82			332, 005	351, 785	82			332, 005	351, 785
83			332, 465	352, 820	83			332, 465	352, 820
84			333, 040	353, 855	84			333, 040	353, 855
85			333, 270	354, 315	85			333, 270	354, 315
86			333, 615	355, 120	86			333, 615	355, 120
87			333, 845	355, 925	87			333, 845	355, 925
88			334, 305	356, 960	88			334, 305	356, 960
89			334, 535	357, 995	89			334, 535	357, 995
90				358, 915	90				358, 915
91				359, 835	91				359, 835
92				360, 640	92				360, 640
93				361, 445	93				361, 445
94				362, 250	94				362, 250
95				363, 055	95				363, 055
96				363, 860	96				363, 860
97				364, 320	97				364, 320
98				364, 780	98				364, 780
99				365, 240	99				365, 240
100				365, 700	100				365, 700
101				366, 045	101				366, 045
102				366, 505	102				366, 505
103				366, 850	103				366, 850
104				367, 310	104				367, 310
105				367, 770	105				367, 770
106				368, 345	106				368, 345
107				368, 920	107				368, 920
108				369, 495	108				369, 495
109				369, 955	109				369, 955
110				370, 530	110				370, 530
111				370, 990	111				370, 990
112				371, 565	112				371, 565
113				371, 910	113				371, 910
114				372, 485	114				372, 485

改 正 前					改 正 後				
115				372,945	115				372,945
116				373,520	116				373,520
117				373,865	117				373,865
118				374,325	118				374,325
119				374,900	119				374,900
120				375,475	120				375,475
121				375,705	121				375,705
122				376,165	122				376,165
123				376,740	123				376,740
124				377,085	124				377,085
125				377,315	125				377,315
126				377,660	126				377,660
127				378,235	127				378,235
128				378,695	128				378,695
129				378,925	129				378,925
130				379,385	130				379,385
131				379,960	131				379,960
132				380,420	132				380,420
133				380,650	133				380,650
134				381,110	134				381,110
135				381,685	135				381,685
136				382,030	136				382,030
137				382,375	137				382,375
138				382,835	138				382,835
139				383,295	139				383,295
140				383,755	140				383,755
141				384,215	141				384,215

議案第 4 号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の
一部改正について

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

福祉医療費助成制度の適用除外者から生活保護法による保護を受けている者でその保護を停止されているものを除外するため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
(案)

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(昭和48年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年池田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「保護を受けている者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 池田市子ども医療費の助成に関する条例(平成6年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「により」を「による」に改め、「者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する

条例及び第 3 条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の
一部改正について

- 1 重度障がい者医療費助成制度の適用除外者から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者でその保護を停止されているものを除外するものであること。

（第 1 条中第 2 条の改正関係）

- 2 ひとり親家庭医療費助成制度の適用除外者から生活保護法による保護を受けている者でその保護を停止されているものを除外するものであること。

（第 2 条中第 2 条の改正関係）

- 3 子ども医療費助成制度の適用除外者から生活保護法による保護を受けている者でその保護を停止されているものを除外するものであること。また、所要の文言の整備を行うものであること。

（第 3 条中第 3 条の改正関係）

- 4 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第4号 参 考

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例 第1条 （略） （対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とな しない。ただし、震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により規 則で定める損害を受けた場合は、規則で定める期間において、第4号の規定 は適用しない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又 は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）によ る支援給付を受けている者 （2）～（4） （略） 3・4 （略） 第3条～第15条 （略） 2 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第1条 （略）	1 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例 第1条 （略） （対象者） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とな しない。ただし、震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により規 則で定める損害を受けた場合は、規則で定める期間において、第4号の規定 は適用しない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 （2）～（4） （略） 3・4 （略） 第3条～第15条 （略） 2 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第1条 （略）

改 正 前	改 正 後
(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者 としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又 は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）によ る支援給付を受けている者 (2)～(4) (略) 第3条～第15条 (略) 3 池田市子ども医療費の助成に関する条例 第1条・第2条 (略) (対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者と しない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>により</u>保護を受けている者	(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者 としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(4) (略) 第3条～第15条 (略) 3 池田市子ども医療費の助成に関する条例 第1条・第2条 (略) (対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者と しない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>による</u>保護を受けている者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>

改正前	改正後
(2)～(4) (略) 第4条～第15条 (略)	(2)～(4) (略) 第4条～第15条 (略)

議案第 5 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第42条第8項中「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第43条第5項及び第51条第3項中「前4項」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 文言の整理を行うものであること。

(第 1 3 条、第 4 2 条、第 4 3 条及び第 5 1 条の改正関係)

- 2 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであること。

(第 1 5 条の改正関係)

- 3 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正により児童福祉施設の長のその児童福祉施設に入所する児童に対する懲戒に係る権限が廃止されたため、当該懲戒に係る権限の濫用禁止について定める規定を削除するものであること。

(第 2 6 条の改正関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、2 については、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第5号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第12条（略） （利用者負担額等の受領） 第13条（略） 2・3（略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）～（4）（略） （5）<u>前4号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6（略） 第14条（略）	第1条～第12条（略） （利用者負担額等の受領） 第13条（略） 2・3（略） 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）～（4）（略） （5）<u>前各号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6（略） 第14条（略）

改 正 前	改 正 後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4) (略) 2 (略) 第16条～第25条 (略) <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> 第27条～第41条 (略) (連携施設の確保等)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） (4) (略) 2 (略) 第16条～第25条 (略) <u>第26条 削除</u> 第27条～第41条 (略) (連携施設の確保等)

改 正 前	改 正 後
第42条 (略) 2～7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（<u>附則第6項</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 (略) 2～4 (略) 5 特定地域型保育事業者は、<u>前4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第44条～第50条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第51条 (略) 2 (略)	第42条 (略) 2～7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（<u>附則第4項</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 (略) 2～4 (略) 5 特定地域型保育事業者は、<u>前各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第44条～第50条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第51条 (略) 2 (略)

改 正 前	改 正 後
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公

改 正 前	改 正 後
正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「前3項」とする。 第52条・第53条 （略）	正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「前3項」とする。 第52条・第53条 （略）

議案第 6 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例
の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第1条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第17条第2項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号」に改める。

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第29条第7号ウ中「一に」を「いずれかに」に改める。

第44条第6号中「遊戯室の面積は、」を「遊戯室の面積は」に、「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は同号」に改める。

第45条第2項ただし書中「一に」を「1に」に改める。

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に、「第23条―第27条」を「第24条―第28条」に、「（第28条）」を「（第29条）」に、「第29条―第31条」を「第30条―第32条」に、「第32条・第33条」を「第33条・第34条」に、「第34条―第37条」を「第35条―第38条」に、「第38条―第42条」を「第39条―第43条」に、「第43条―第49条」を「第44条―第50条」に、「（第50条）」を「（第51条）」に改める。

第7条第1項第3号中「第43条」を「第44条」に改め、同条第3項第

1号中「第28条」を「第29条」に、「第43条」を「第44条」に改める。

第50条を第51条とする。

第49条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条」を「第30条」に、「第49条」を「第50条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第5章中同条を第50条とする。

第48条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第47条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条第7号」を「第30条第7号」に、「第47条」を「第48条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、同条を第48条とし、第46条を第47条とする。

第45条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第44条中「第46条及び第47条」を「第47条及び第48条」に改め、同条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第42条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第4章中同条を第43条とする。

第41条中「第38条第1号」を「第39条第1号」に改め、同条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第37条」を「第38条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第3章第4節中同条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改

め、同条を第36条とする。

第34条第7号中「第29条第7号」を「第30条第7号」に改め、同条を第35条とする。

第33条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条の」を「第30条の」に、「第33条」を「第34条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に、「第29条中」を「第30条中」に、「第29条第4号」を「同条第4号」に改め、第3章第3節中同条を第34条とする。

第32条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第33条とする。

第31条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第31条」を「第32条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第3章第2節中同条を第32条とする。

第30条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第3章第1節中第28条を第29条とする。

第2章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「第27条」を「第28条」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項第2号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第3項ただし書中「第35条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第1章中第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第2項第4号中「第23条」を「第24条」に、「第24条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第17条と

する。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改め、同条を第16条とする。

第14条を削り、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「場合は」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、

利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第3項中「第16条、第23条第4号」を「第17条、第24条第4号」に、「第24条第1項本文」を「第25条第1項本文」に、「第11条」を「第13条」に改める。

附則第7項中「第30条第2項各号又は第45条第2項各号」を「第31条第2項各号又は第46条第2項各号」に、「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項」に改める。

附則第8項及び第9項中「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項」に改める。

附則第10項中「第30条第3項若しくは第45条第3項」を「第31条第3項若しくは第46条第3項」に、「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第28条」を「第29条」に、「第36条」を「第37条」に改め、同条第2項中「第43条」を「第44条」に改める。

第42条第6項中「第38条第1号」を「第39条第1号」に、「第41条」を「第42条」に改め、同条第7項中「第46条」を「第47条」に改める。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、児童福祉施設の長のその児童福祉施設に入所する児童に対する懲戒に係る権限が廃止されたため、当該懲戒に係る権限の濫用禁止について定める規定を削除するものであること。

（第 1 条中第 14 条の改正関係）

- 2 文言の整理を行うものであること。

（第 1 条中第 17 条、第 29 条、第 44 条及び第 45 条の改正関係）

- 3 引用条項を改めるものであること。

（第 1 条中第 24 条の改正関係）

- 4 目次を改めるものであること。

（第 2 条中目次の改正関係）

- 5 6 に伴い、所要の規定の整理を行うものであること。

（第 2 条中第 7 条の改正関係並びに第 49 条を改め第 50 条とする改正関係、第 48 条を改め第 49 条とする改正関係、第 47 条を改め第 48 条とする改正関係、第 45 条を改め第 46 条とする改正関係、第 44 条を改め第 45 条とする改正関係、第 42 条を改め第 43 条とする改正関係、第 41 条を改め第 42 条とする改正関係、第 37 条を改め第 38 条とする改正関係、第 35 条を改め第 36 条とする改正関係、第 34 条を改め第 35 条とする改正関係、第 33 条を改め第 34 条とする改正関係、第 32 条を改め第 33 条とする改正関係、第 31 条を改め第 32 条とする改正関係、

第 30 条を改め第 31 条とする改正関係、第 25 条を改め第 26 条とする改正関係、第 24 条を改め第 25 条とする改正関係、第 17 条を改め第 18 条とする改正関係、第 16 条を改め第 17 条とする改正関係、第 14 条を削る改正関係及び附則の改正関係)

- 6 家庭的保育事業等を利用する乳幼児の安全確保のための計画の策定等について定めるものであること。また、乳幼児を送迎するため自動車を運行する場合の点呼等の方法による乳幼児の所在の確認について定めるものであること。

(第 2 条中第 8 条の次に 2 条を加える改正関係)

- 7 他の社会福祉施設等を併設する場合において、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については当該他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができないとしていたが、その保育に支障がない場合にあっては、これを行うことができるとするものであること。

(第 2 条中第 11 条を改め、同条を第 13 条とする改正関係)

- 8 家庭的保育事業者等が感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために講ずるべき措置として、職員に対する研修及び訓練を明記するものであること。

(第 2 条中第 15 条を改め、同条を第 16 条とする改正関係)

- 9 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 から 3 までについては、公布の日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるとともに、関係条例の規定の整理を行うものであること。

(改正条例附則関係)

議案第6号 参 考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第13条 （略） <u>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</u> 第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定 <u>により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> 第15条・第16条 （略） （食事の提供の特例） 第17条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 （1）・（2） （略） （3） 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務 教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等 が、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長 が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。） を行う場合に限る。） （4） （略）	1 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第13条 （略） 第14条 削除 第15条・第16条 （略） （食事の提供の特例） 第17条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 （1）・（2） （略） （3） 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務 教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等 が、<u>前2号</u>に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地 域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う場合 に限る。） （4） （略）

改 正 前	改 正 後
第18条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第28条 (略) (設備の基準) 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。	第18条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第28条 (略) (設備の基準) 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

改 正 前	改 正 後
ア・イ (略) ウ イの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその<u>一</u>に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ〜ク (略) 第30条〜第43条 (略) (設備の基準) 第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)〜(5) (略) (6) 保育室又は<u>遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</u> (7) (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、次の各号に掲げ	ア・イ (略) ウ イの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその<u>いずれかに</u>至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ〜ク (略) 第30条〜第43条 (略) (設備の基準) 第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)〜(5) (略) (6) 保育室又は<u>遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</u> (7) (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、次の各号に掲げ

改 正 前	改 正 後
る区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所<u>一</u>につき2人を下回ることはできない。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第46条～第50条 (略) 2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則 (第1条—<u>第22条</u>) 第2章 家庭的保育事業 (<u>第23条—第27条</u>) 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 (<u>第28条</u>) 第2節 小規模保育事業A型 (<u>第29条—第31条</u>) 第3節 小規模保育事業B型 (<u>第32条・第33条</u>) 第4節 小規模保育事業C型 (<u>第34条—第37条</u>) 第4章 居宅訪問型保育事業 (<u>第38条—第42条</u>) 第5章 事業所内保育事業 (<u>第43条—第49条</u>) 第6章 雑則 (<u>第50条</u>) 附則 第1章 総則	る区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所<u>1</u>につき2人を下回ることはできない。 (1)～(4) (略) 3 (略) 第46条～第50条 (略) 2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則 (第1条—<u>第23条</u>) 第2章 家庭的保育事業 (<u>第24条—第28条</u>) 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 (<u>第29条</u>) 第2節 小規模保育事業A型 (<u>第30条—第32条</u>) 第3節 小規模保育事業B型 (<u>第33条・第34条</u>) 第4節 小規模保育事業C型 (<u>第35条—第38条</u>) 第4章 居宅訪問型保育事業 (<u>第39条—第43条</u>) 第5章 事業所内保育事業 (<u>第44条—第50条</u>) 第6章 雑則 (<u>第51条</u>) 附則 第1章 総則

改 正 前	改 正 後
第1条～第6条 (略) (連携施設の確保) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、<u>第43条</u>に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ	第1条～第6条 (略) (連携施設の確保) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、<u>第44条</u>に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ

改 正 前	改 正 後
と。	と。
2 (略)	2 (略)
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第28条</u> に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型を行う者又は <u>第43条</u> に規定する事業所内保育事業を行う者（次号においてこれらを「小規模保育事業A型事業者等」という。）	(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第29条</u> に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型を行う者又は <u>第44条</u> に規定する事業所内保育事業を行う者（次号においてこれらを「小規模保育事業A型事業者等」という。）
(2) (略)	(2) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
第8条 (略)	第8条 (略)
	<u>(安全計画の策定等)</u>
	<u>第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> <u>第10条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の</u>

改 正 前	改 正 後
第 9 条・第 1 0 条 （略） （他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準） 第 1 1 条 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> 第 1 2 条・第 1 3 条 （略） 第 1 4 条 削除 （衛生管理等） 第 1 5 条 （略） 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において感染症又は	<u>態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> 第 1 1 条・第 1 2 条 （略） （他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準） 第 1 3 条 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置する場合は、<u>その行う保育に支障がない場合に限</u>り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 第 1 4 条・第 1 5 条 （略） （衛生管理等） 第 1 6 条 （略） 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において感染症又は

改 正 前	改 正 後
食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。 3～5 (略) (食事) <u>第16条</u> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）内で調理する方法（<u>第11条</u>の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事を提供しなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) <u>第17条</u> (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) (略) (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用	食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。 3～5 (略) (食事) <u>第17条</u> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）内で調理する方法（<u>第13条</u>の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事を提供しなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) <u>第18条</u> (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) (略) (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用

改 正 前	改 正 後
乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が<u>第 2 3 条</u>に規定する家庭的保育事業を行う場所（<u>第 2 4 条第 2 項</u>に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） <u>第 1 8 条～第 2 2 条</u> （略） 第 2 章 家庭的保育事業 <u>第 2 3 条</u> （略） （職員） <u>第 2 4 条</u> 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1） （略） （2） <u>第 1 7 条第 1 項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 （略） 3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であ	乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が<u>第 2 4 条</u>に規定する家庭的保育事業を行う場所（<u>第 2 5 条第 2 項</u>に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） <u>第 1 9 条～第 2 3 条</u> （略） 第 2 章 家庭的保育事業 <u>第 2 4 条</u> （略） （職員） <u>第 2 5 条</u> 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1） （略） （2） <u>第 1 8 条第 1 項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 （略） 3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であ

改 正 前	改 正 後
って、家庭的保育者を補助するものをいう。<u>第35条第2項</u>において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。 (保育時間) <u>第25条</u> 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。 <u>第26条・第27条</u> (略) 第3章 小規模保育事業 第1節 (略) <u>第28条</u> (略) 第2節 小規模保育事業A型 <u>第29条</u> (略) (職員) <u>第30条</u> 小規模保育事業所A型には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は<u>第17条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。	って、家庭的保育者を補助するものをいう。<u>第36条第2項</u>において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。 (保育時間) <u>第26条</u> 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。 <u>第27条・第28条</u> (略) 第3章 小規模保育事業 第1節 (略) <u>第29条</u> (略) 第2節 小規模保育事業A型 <u>第30条</u> (略) (職員) <u>第31条</u> 小規模保育事業所A型には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は<u>第18条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

改 正 前	改 正 後
2・3 (略) (準用) 第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（<u>第31条</u>において準用する次条及び<u>第27条</u>において「小規模保育事業者（A型）」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。 第3節 小規模保育事業B型 (職員) <u>第32条</u> 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は<u>第17条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略)	2・3 (略) (準用) 第32条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（<u>第32条</u>において準用する次条及び<u>第28条</u>において「小規模保育事業者（A型）」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。 第3節 小規模保育事業B型 (職員) <u>第33条</u> 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は<u>第18条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略)

改 正 前	改 正 後
(準用) <u>第33条</u> <u>第25条</u>から<u>第27条</u>まで及び<u>第29条</u>の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（<u>第33条</u>において準用する次条及び<u>第27条</u>において「小規模保育事業者（B型）」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、<u>第29条</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>第29条</u>第4号中「次号」とあるのは「<u>第33条</u>において準用する次号」とする。 第4節 小規模保育事業C型 (設備の基準) <u>第34条</u> 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、<u>第29条</u>第7号に掲げる要件に該当するものであること。 (職員) <u>第35条</u> 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所	(準用) <u>第34条</u> <u>第26条</u>から<u>第28条</u>まで及び<u>第30条</u>の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（<u>第34条</u>において準用する次条及び<u>第28条</u>において「小規模保育事業者（B型）」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、<u>第30条</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条</u>第4号中「次号」とあるのは「<u>第34条</u>において準用する次号」とする。 第4節 小規模保育事業C型 (設備の基準) <u>第35条</u> 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、<u>第30条</u>第7号に掲げる要件に該当するものであること。 (職員) <u>第36条</u> 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所

改 正 前	改 正 後
C型又は<u>第17条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) <u>第36条</u> (略) (準用) <u>第37条</u> <u>第25条</u>から<u>第27条</u>までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（<u>第37条</u>において準用する次条及び<u>第27条</u>において「小規模保育事業者（C型）」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。 第4章 居宅訪問型保育事業 <u>第38条～第40条</u> (略) (居宅訪問型保育連携施設) <u>第41条</u> 居宅訪問型保育事業者は、<u>第38条第1号</u>に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」とい	C型又は<u>第18条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 (略) <u>第37条</u> (略) (準用) <u>第38条</u> <u>第26条</u>から<u>第28条</u>までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（<u>第38条</u>において準用する次条及び<u>第28条</u>において「小規模保育事業者（C型）」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。 第4章 居宅訪問型保育事業 <u>第39条～第41条</u> (略) (居宅訪問型保育連携施設) <u>第42条</u> 居宅訪問型保育事業者は、<u>第39条第1号</u>に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」とい

改 正 前	改 正 後
う。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 (準用) <u>第42条</u> <u>第25条</u>から<u>第27条</u>までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者(次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。 第5章 事業所内保育事業 <u>第43条</u> (略) (設備の基準) <u>第44条</u> 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、<u>第46条</u>及び<u>第47条</u>において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (職員) <u>第45条</u> 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(国家戦略特別区域限定	う。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 (準用) <u>第43条</u> <u>第26条</u>から<u>第28条</u>までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者(次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。 第5章 事業所内保育事業 <u>第44条</u> (略) (設備の基準) <u>第45条</u> 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、<u>第47条</u>及び<u>第48条</u>において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (職員) <u>第46条</u> 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(国家戦略特別区域限定

改 正 前	改 正 後
保育士を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は<u>第17条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) <u>第46条</u> (略) (準用) <u>第47条</u> <u>第25条</u>から<u>第27条</u>まで及び<u>第29条第7号</u>の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（<u>第47条</u>において準用する次条及び<u>第27条</u>において「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第29条第7号</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」とする。 (職員) <u>第48条</u> 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）	保育士を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は<u>第18条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) <u>第47条</u> (略) (準用) <u>第48条</u> <u>第26条</u>から<u>第28条</u>まで及び<u>第30条第7号</u>の規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（<u>第48条</u>において準用する次条及び<u>第28条</u>において「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、<u>第30条第7号</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「保育所型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理室」とする。 (職員) <u>第49条</u> 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）

改 正 前	改 正 後
には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は<u>第17条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 （略） （準用） <u>第49条</u> <u>第25条</u>から<u>第27条</u>まで及び<u>第29条</u>の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、<u>第25条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第27条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（<u>第49条</u>において準用する次条及び<u>第27条</u>において「小規模型事業所内保育事業者」と、<u>第26条</u>及び<u>第27条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、<u>第29条</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第49条</u>において準用する第4号において同じ。））」と、同	には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は<u>第18条第1項</u>の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 （略） （準用） <u>第50条</u> <u>第26条</u>から<u>第28条</u>まで及び<u>第30条</u>の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、<u>第26条</u>中「家庭的保育事業を行う者（次条及び<u>第28条</u>において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（<u>第50条</u>において準用する次条及び<u>第28条</u>において「小規模型事業所内保育事業者」と、<u>第27条</u>及び<u>第28条</u>中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、<u>第30条</u>中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第50条</u>において準用する第4号において同じ。））」と、同

改 正 前	改 正 後
条第4号中「次号」とあるのは「<u>第49条</u>において準用する次号」とする。 第6章 (略) <u>第50条</u> (略) 附 則 1・2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、<u>第16条</u>、<u>第23条第4号</u>（調理設備に係る部分に限る。）及び<u>第24条第1項本文</u>（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（<u>第11条</u>の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 4～6 (略) （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不	条第4号中「次号」とあるのは「<u>第50条</u>において準用する次号」とする。 第6章 (略) <u>第51条</u> (略) 附 則 1・2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、<u>第17条</u>、<u>第24条第4号</u>（調理設備に係る部分に限る。）及び<u>第25条第1項本文</u>（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（<u>第13条</u>の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 4～6 (略) （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不

改 正 前	改 正 後
足していることに鑑み、当分の間、<u>第30条第2項各号又は第45条第2項各号</u>に定める数の合計数が1となるときは、<u>第30条第2項又は第45条第2項</u>に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8 前項の事情に鑑み、当分の間、<u>第30条第2項又は第45条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数を超えるときは、<u>第30条第2項又は第45条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要	足していることに鑑み、当分の間、<u>第31条第2項各号又は第46条第2項各号</u>に定める数の合計数が1となるときは、<u>第31条第2項又は第46条第2項</u>に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8 前項の事情に鑑み、当分の間、<u>第31条第2項又は第46条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数を超えるときは、<u>第31条第2項又は第46条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要

改 正 前	改 正 後
となる保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、<u>第30条第3項若しくは第45条第3項</u>又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第30条第2項又は第45条第2項</u>により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第36条 （略） （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）<u>第28条</u>に規定する小規模保育事業A型	となる保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、<u>第31条第3項若しくは第46条第3項</u>又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第31条第2項又は第46条第2項の規定</u>により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第36条 （略） （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）<u>第29条</u>に規定する小規模保育事業A型

改 正 前	改 正 後
をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては同条例第36条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就	をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第29条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第29条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては同条例第37条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就

改 正 前	改 正 後
学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条～第41条 (略) (連携施設の確保等) 第42条 (略) 2～5 (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第38条第1号</u>に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、同条例<u>第41条</u>の規定を適用する。 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第46条</u>に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者の規定を適用する。 8・9 (略) 第43条～第53条 (略)	学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条～第41条 (略) (連携施設の確保等) 第42条 (略) 2～5 (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第39条第1号</u>に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、同条例<u>第42条</u>の規定を適用する。 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第47条</u>に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者の規定を適用する。 8・9 (略) 第43条～第53条 (略)

議案第 7 号

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
本条例の一部を改正するものである。

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改め、同条を第17条とし、第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とする。

第11条第3項中「又はその他」を「その他」に改め、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の

指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改め、同条第5項ただし書中「場合で」を「場合」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１１条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の第８条の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 放課後児童健全育成事業を利用する児童の安全確保のための計画の策定等について定めるものであること。また、児童を送迎するため自動車を運行する場合の点呼等の方法による児童の所在の確認について定めるものであること。

(第 7 条の次に 2 条を加える改正関係)

- 2 放課後児童支援員の資格要件である研修の実施主体について、指定都市の長及び中核市の長を加えるものであること。また、引用条項を改めるものであること。

(第 1 1 条を改め、同条を第 1 3 条とする改正関係)

- 3 非常時において継続的に業務を実施し、及び早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等について定めるものであること。

(第 1 3 条を第 1 5 条とし、同条の次に 1 条を加える改正関係)

- 4 放課後児童健全育成事業所が感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために講ずるべき措置として、職員に対する研修及び訓練を明記するものであること。

(第 1 4 条を改め、同条を第 1 7 条とする改正関係)

- 5 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、2 については、公布の日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第7号 参 考

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第7条 （略）	第1条～第7条 （略） <u>（安全計画の策定等）</u> <u>第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u>

改 正 前	改 正 後
第8条～第10条 (略) (放課後児童支援員等) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又は<u>その他都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4 (略) 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健	<u>第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> 第10条～第12条 (略) (放課後児童支援員等) 第13条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事<u>その他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4 (略) 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健

改 正 前	改 正 後
全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している<u>場合</u>でその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 <u>第12条・第13条</u> (略) (衛生管理等) <u>第14条</u> (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう</u>	全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している<u>場合</u>その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 <u>第14条・第15条</u> (略) <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等) <u>第17条</u> (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及</u>

改 正 前	改 正 後
努めなければならない。	<u>び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>
3 (略)	3 (略)
<u>第 1 5 条～第 2 2 条</u> (略)	<u>第 1 8 条～第 2 5 条</u> (略)

議案第 8 号

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ出産育児一時金の支給金額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和３５年池田市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２６条」の次に「・第２７条」を加え、「（第２７条）」を「（第２８条）」に改める。

第４条第２号中「養護ホーム、」を「養護老人ホーム」に改める。

第７条第１項中「４０８，０００円」を「４８８，０００円」に改める。

第８条の２第１項第１号中「、第２９条の２」を「若しくは第２９条の２」に改める。

第１０条の２中「政令第２９条の７第１項第２号」を「同項第２号」に、「介護納付金賦課被保険者（政令第２９条の７第１項第３号）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第３号）」に、「介護納付金賦課額（政令第２９条の７第１項第３号）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第１０条の３第２号ウ(ア)中「及び」の次に「同省令」を加える。

第１６条第１項中「増加」を「増加し、」に、「若しくは第１７条の２第４項」を「に定める額若しくは同条第４項」に、「第１７条の２第１項各号に」を「同条第１項各号に」に改め、同条第２項中「若しくは第１７条の２第４項」を「に定める額若しくは同条第４項」に、「第１７条の２第１項各号に」を「同条第１項各号に」に改める。

第１７条の２第１項第２号中「２８５，０００円」を「２９０，０００円」に改め、同項第３号中「５２０，０００円」を「５３５，０００円」に改める。

第２６条に見出しとして「（財産管理の方法）」を付する。

第３１条を削り、第３０条を第３１条とし、第２７条から第２９条までを１

条ずつ繰り下げる。

第7章中第26条の次に次の1条を加える。

(規則への委任)

第27条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者が出産した場合について適用し、同日前に被保険者が出産した場合については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第17条の2第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 目次を改めるものであること。

(目次の改正関係)

- 2 所要の規定の整備を行うものであること。

(第 4 条、第 8 条の 2、第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 16 条及び
第 26 条の改正関係、第 26 条の次に 1 条を加える改正関係
並びに第 31 条を削る改正関係)

- 3 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正を踏まえ、出
産育児一時金の支給額を 408,000 円から 488,000 円に引き上げ
るものであること。

(第 7 条の改正関係)

- 4 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、
低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準について、被保険
者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を、5 割軽減の世帯にあつては
285,000 円から 290,000 円に、2 割軽減の世帯にあつては 52
0,000 円から 535,000 円に引き上げるものであること。

(第 17 条の 2 の改正関係)

- 5 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要
の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第8号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第6章 （略） 第7章 雑則（第26条） 第8章 罰則（<u>第27条</u>—第31条） 附則 第1章 （略） 第1条 （略） 第2章 （略） 第2条～第3条 （略） 第3章 被保険者 （被保険者とし不在者） 第4条 次の各号に掲げる者は、被保険者とし不在。 (1) （略） (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により<u>養護ホーム</u>、若しくは特別養護老人ホームに入所している老人又は養護受託されている老人で市長が定めるもの 第4章 保険給付	目次 第1章～第6章 （略） 第7章 雑則（第26条・<u>第27条</u>） 第8章 罰則（<u>第28条</u>—第31条） 附則 第1章 （略） 第1条 （略） 第2章 （略） 第2条～第3条 （略） 第3章 被保険者 （被保険者とし不在者） 第4条 次の各号に掲げる者は、被保険者とし不在。 (1) （略） (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により<u>養護老人ホーム</u>若しくは特別養護老人ホームに入所している老人又は養護受託されている老人で市長が定めるもの 第4章 保険給付

改 正 前	改 正 後
第5条・第6条 (略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない額を加算するものとする。 2 (略) 第8条 (略) (精神・結核医療給付金) 第8条の2 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条、<u>第29条の2</u>に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療	第5条・第6条 (略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない額を加算するものとする。 2 (略) 第8条 (略) (精神・結核医療給付金) 第8条の2 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条若しくは<u>第29条の2</u>に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療

改 正 前	改 正 後
(2) (略) 2～4 (略) 第9条 (略) 第5章 保険料 第10条 (略) (保険料の賦課額) 第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（<u>政令第29条の7第1項第2号</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに<u>介護納付金賦課被保険者</u>（<u>政令第29条の7第1項第3号</u>に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した<u>介護納付金賦課額</u>（<u>政令第29条の7第1項第3号</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 (一般被保険者に係る基礎賦課額の総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2及び第17条の	(2) (略) 2～4 (略) 第9条 (略) 第5章 保険料 第10条 (略) (保険料の賦課額) 第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（<u>同項第2号</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに<u>介護納付金賦課被保険者</u>（<u>同項第3号</u>に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した<u>介護納付金賦課額</u>（<u>同号</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 (一般被保険者に係る基礎賦課額の総額) 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2及び第17条の

改 正 前	改 正 後
4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ (略) ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第1号ハからヌまでに定める額、同号ヲに規定する別に定める額として大阪府知事が定める額及び附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合算額を除く。) (イ)・(ウ) (略)	4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ (略) ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第1号ハからヌまでに定める額、同号ヲに規定する別に定める額として大阪府知事が定める額及び<u>同省令</u>附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合算額を除く。) (イ)・(ウ) (略)

改 正 前	改 正 後
エ (略) 第11条～第15条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が<u>増加</u>若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額(被保険者数が<u>増加</u>若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号若しくは<u>第17条の2第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する第17条の2第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が<u>増加</u>若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とす</u>	エ (略) 第11条～第15条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額(被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号<u>に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とす</u>

改 正 前	改 正 後
る。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号<u>若しくは第17条の2第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する第17条の2第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u> 第17条 （略） （低所得者の保険料の減額） 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) （略）	る。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号<u>に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u> 第17条 （略） （低所得者の保険料の減額） 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) （略）

改 正 前	改 正 後
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその

改 正 前	改 正 後
発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～5 (略) 第17条の3～第24条 (略) 第6章 (略) 第25条 (略) 第7章 雑則 第26条 (略) 第8章 罰則 第27条～第30条 (略) <u>(規則への委任)</u>	発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～5 (略) 第17条の3～第24条 (略) 第6章 (略) 第25条 (略) 第7章 雑則 <u>(財産管理の方法)</u> 第26条 (略) <u>(規則への委任)</u> <u>第27条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。</u> 第8章 罰則 第28条～第31条 (略)

改正前	改正後
<u>第31条 この条例に規定するもののほか必要な事項は、規則で定める。</u>	

議案第 9 号

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内
における建築物の制限に関する条例の一部改正について

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建
築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

建築基準法の一部改正を踏まえて適用区域内における建築物の容積率につ
いて所要の規定の整備を行うほか、引用条項等の整理を行うため、本条例の
一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「。以下「政令」という。」を削る。

第 4 条第 1 項第 9 号中「「て～たんそ大阪プロジェクト」実施要綱」を「建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱」に改め、同条第 2 項中「に掲げる要件（第 7 号を除く。）」を「（第 7 号を除く。）に掲げる要件」に改め、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号中「第 5 2 条第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「第 5 2 条第 6 項各号に掲げる建築物の」に改め、同項中第 9 号を第 1 0 号とし、同項第 8 号中「第 2 5 条」を「第 2 6 条」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分の床面積のうち当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 1 0 0 分の 1 を限度とする部分

第 5 条第 2 項中「に掲げる要件（第 4 号を除く。）」を「（第 4 号を除く。）に掲げる要件」に改める。

第 6 条中「第 4 条ただし書」を「第 4 条第 1 項ただし書」に改める。

第 7 条及び第 8 条中「第 4 条ただし書又は第 5 条ただし書」を「第 4 条第 1 項ただし書又は第 5 条第 1 項ただし書」に改める。

第 13 条中「又は法」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 9 号、第 2 項及び第 3 項第 8 号、第 5 条から第 8 条まで並びに第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内
における建築物の制限に関する条例の一部改正について

- 1 2 の(1)に伴い、文言の整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 適用区域内における建築物の容積率の最高限度に係る規定の整備

(1) 容積率の算定の基礎となる延べ面積について、一定の要件を満たす住宅
又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面
積を算入しないとするものであること。

(2) 容積率の算定の基礎となる延べ面積について、宅配ボックスを設ける部
分の床面積を、建築物の各階の床面積の合計の 1 0 0 分の 1 を限度として
算入しないとするものであること。

(3) 引用条項等及び文言の整理を行うものであること。

(第 4 条の改正関係)

- 3 引用条項及び文言の整理を行うものであること。

(第 5 条から第 8 条まで及び第 1 3 条の改正関係)

- 4 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、2
の(3)及び 3 については、公布の日から施行するものであること。また、所
要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第9号 参 考

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。<u>以下「政令」という。</u>）並びに地区計画の定めるところによる。 第3条 （略） （建築物の容積率の最高限度） 第4条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、10分の20以下でなければならない。ただし、次に掲げる全ての要件に該当する場合においては、本文に規定する基準を10分の30に緩和することができる。 (1)～(8) （略） (9) 「<u>て～たんそ大阪プロジェクト</u>」実施要綱（平成22年大阪府施行）第3条第1項の規定による届出を行うこと。 2 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における前項各号<u>に掲げる要件（第7号を除く。）</u>については、当該建築物又はその敷地の全部について適用する。	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに地区計画の定めるところによる。 第3条 （略） （建築物の容積率の最高限度） 第4条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、10分の20以下でなければならない。ただし、次に掲げる全ての要件に該当する場合においては、本文に規定する基準を10分の30に緩和することができる。 (1)～(8) （略） (9) <u>建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱</u>（平成22年大阪府施行）第3条第1項の規定による届出を行うこと。 2 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における前項各号<u>（第7号を除く。）に掲げる要件</u>については、当該建築物又はその敷地の全部について適用する。

改 正 前	改 正 後
3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分又は施設の床面積は算入しないものとする。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面（法第52条第4項に規定する地盤面をいう。）からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（<u>法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下同じ。</u>）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合にあっては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1） (2) <u>法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積</u> (3)～(7) (略) <u>(8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法</u>	3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分又は施設の床面積は算入しないものとする。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面（法第52条第4項に規定する地盤面をいう。）からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（<u>法第52条第6項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下同じ。</u>）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合にあっては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1） (2) <u>法第52条第6項各号に掲げる建築物の部分の床面積</u> (3)～(7) (略) <u>(8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分の床面積のうち当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分</u> <u>(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法</u>

改 正 前	改 正 後
律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) <u>第25条</u>に定める部分 <u>(9)</u> (略) 4 (略) (建築物の建蔽率の最高限度) 第5条 (略) 2 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における前項各号<u>に掲げる要件(第4号を除く。)</u>については、当該建築物又はその敷地の全部について適用する。 3 (略) (建築物の高さの最高限度) 第6条 <u>第4条ただし書</u>に規定する容積率の基準を緩和する場合の建築物の高さの最高限度は、20メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降	律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法第2条第18号の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) <u>第26条</u>に定める部分 <u>(10)</u> (略) 4 (略) (建築物の建蔽率の最高限度) 第5条 (略) 2 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における前項各号<u>(第4号を除く。)</u> <u>に掲げる要件</u>については、当該建築物又はその敷地の全部について適用する。 3 (略) (建築物の高さの最高限度) 第6条 <u>第4条第1項ただし書</u>に規定する容積率の基準を緩和する場合の建築物の高さの最高限度は、20メートルを超えてはならない。ただし、階段

改 正 前	改 正 後
機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分のうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 (建築物の壁面の位置の制限) 第7条 <u>第4条ただし書又は第5条ただし書</u>に規定する基準を緩和する場合における建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものを除く。）の面から道路の境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数値以上としなければならない。 (1)・(2) (略) (緑化率の最低限度) 第8条 <u>第4条ただし書又は第5条ただし書</u>に規定する基準を緩和する場合における建築物の緑化率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数値以上としなければならない。 (1)・(2) (略) 第9条～第12条 (略) (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第13条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物については、第4条、第5条、第8条又は第9	室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分のうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 (建築物の壁面の位置の制限) 第7条 <u>第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書</u>に規定する基準を緩和する場合における建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものを除く。）の面から道路の境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数値以上としなければならない。 (1)・(2) (略) (緑化率の最低限度) 第8条 <u>第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書</u>に規定する基準を緩和する場合における建築物の緑化率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数値以上としなければならない。 (1)・(2) (略) 第9条～第12条 (略) (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第13条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物については、第4条、第5条、第8条又は第9条の

改 正 前	改 正 後
条の規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。 2 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物については、第4条、第5条、第8条又は第9条の規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。 第14条～第17条 (略)	規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。 2 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物については、第4条、第5条、第8条又は第9条の規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。 第14条～第17条 (略)

議案第 10 号

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物の省エネルギーのための改修等の支障となる制限の緩和措置の適用に関する認定及び許可の申請に係る手数料の額の設定等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築基準法施行条例（平成 13 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表の 61 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「ただし、」を削り、同項を同表の 63 の項とし、同表中 60 の項を 62 の項とし、25 の項から 59 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、24 の項を 25 の項とし、同項の次に次のように加える。

26	法第 58 条第 2 項の規定による許可の申請	160,000 円
----	-------------------------	-----------

別表中 23 の項を 24 の項とし、同表の 22 の項中「第 55 条第 3 項第 1 号又は」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項第 1 号若しくは」に改め、同項を同表の 23 の項とし、同表中 21 の項を 22 の項とし、15 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、14 の項の次に次のように加える。

15	法第 52 条第 6 項第 3 号の規定による認定 の申請	27,000 円
----	----------------------------------	----------

別表備考第 2 項中「41 の項から 48 の項」を「43 の項から 50 の項」に改め、同項ただし書中「45 の項から 47 の項」を「47 の項から 49 の項」に改める。

別表の付表 10 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」に改め、同表

の 1 の表備考第 1 項、第 3 項ただし書及び第 4 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の 6 1 の項の改正規定及び同表の付表 1 0 の改正規定は、公布の日又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

- 1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、その床面積を容積率の算定に算入しない給湯設備の機械室等の認定及び高さの制限を適用しない再生可能エネルギーに係る設備の設置のための工事等の許可の申請に係る手数料の額を定めるものであること。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により、同法の題名が改正されたことに伴う規定の整理を行うものであること。

（別表の改正関係）

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴う規定の整理を行う部分については、この条例の公布の日又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第10号 参 考

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
	区分	金額		区分	金額
1～14	(略)		1～14	(略)	
<u>15～21</u>	(略)		<u>16～22</u>	(略)	
<u>22</u>	法第55条第3項第1号又は第2号の規定による許可の申請	(略)	<u>23</u>	法第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号の規定による許可の申請	(略)
<u>23・24</u>	(略)		<u>24・25</u>	(略)	
<u>25～60</u>	(略)		<u>26</u>	法第58条第2項の規定による許可の申請	<u>160,000円</u>
			<u>27～62</u>	(略)	
<u>61</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定による特定		<u>63</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定による特定	

改 正 前			改 正 後		
	建築行為（ただし、同法附則第3条第1項の規定による特定増改築を除く。）を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知	(略)		建築行為（同法附則第3条第1項の規定による特定増改築を除く。）を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 <u>41の項から48の項</u> までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、 <u>45の項から47の項</u> までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。			2 <u>43の項から50の項</u> までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、 <u>47の項から49の項</u> までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。		
付表1～付表9 (略)			付表1～付表9 (略)		
付表10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表</u>			付表10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表</u>		
1 建築物の用途が工場等のみの場合			1 建築物の用途が工場等のみの場合		
(略)			(略)		

改 正 前	改 正 後
備考 1 「建築物の用途」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項の規定により同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。 2 （略） 3 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は<u>建築物のエネルギー</u>	備考 1 「建築物の用途」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第11条第1項の規定により同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。 2 （略） 3 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は<u>建築物のエネルギー</u>

改 正 前	改 正 後
<u>一消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定を受け、かつ、これらの認定を同法第12条第3項の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 4 この表に定める金額は、特定建築物（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。</u>）ごとの額とする。 2 （略）	<u>一消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定を受け、かつ、これらの認定を同法第12条第3項の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 4 この表に定める金額は、特定建築物（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。</u>）ごとの額とする。 2 （略）

議案第 11 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例
及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、住宅の評価手法として新設された誘導仕様基準に基づく低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る手数料の額の設定等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）

（池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正）

第1条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		—	5,600円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
			その	200平方メートル以上のもの	23,900円
			他の	200平方メートル未満のもの	41,400円
			もの	200平方メートル以上のもの	46,000円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関		300平方メートル未満のもの	11,000円

	等が技術的基準に適合すると認めたもの	3 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 3, 2 0 0円	
		2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	5 1, 4 0 0円	
		5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	9 1, 8 0 0円	
		1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 4 7, 7 0 0円	
		2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 2 3, 5 0 0円	
		5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	3 3 9, 4 0 0円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	3 0 0平方メートル未満のもの
	3 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの			6 7, 3 0 0円

		2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 1 9, 9 0 0 円
		5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 0, 1 0 0 円
		1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 2 8, 8 0 0 円
		2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	5 5 4, 6 0 0 円
		5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	9 7 1, 1 0 0 円
		その	3 0 0 平方メートル未満のもの
	他のもの	3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3 3, 5 0 0 円
		2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 2 5, 6 0 0 円

				5, 0 0 0平方メートル以上10, 0 0 0平方メートル未満のもの	3 2 2, 4 0 0円
				10, 0 0 0平方メートル以上25, 0 0 0平方メートル未満のもの	6 3 2, 4 0 0円
				25, 0 0 0平方メートル以上50, 0 0 0平方メートル未満のもの	1, 1 1 6, 9 0 0円
				50, 0 0 0平方メートル以上のもの	2, 0 5 0, 9 0 0円

第3条第1項の表備考第5項中「平成28年経済産業省、国土交通省令第1号」の次に「。以下「基準省令」という。」を加え、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。

第3条第6項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—	3, 4 0 0円
		その誘導	2 0 0平方メートル	1 1, 8 0 0円

		他の もの	仕 様 基 準	ル未満のもの	
			に よ る も の	2 0 0 平方メート ル以上のもの	1 2, 6 0 0 円
			そ の 他 の も の	2 0 0 平方メート ル未満のもの	2 1, 3 0 0 円
				2 0 0 平方メート ル以上のもの	2 3, 6 0 0 円
3	共同住宅等	登録住宅性 能評価機関 等が技術的 基準に適合 すると認め たもの	3 0 0 平方メート ル未満のもの	6, 1 0 0 円	
			3 0 0 平方メート ル以上2, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	1 2, 2 0 0 円	
			2, 0 0 0 平方メ ートル以上5, 0 0 0 平方メートル 未満のもの	2 6, 3 0 0 円	
			5, 0 0 0 平方メ ートル以上1 0, 0 0 0 平方メート ル未満のもの	4 6, 6 0 0 円	
			1 0, 0 0 0 平方 メートル以上2 5, 0 0 0 平方メ ートル未満のもの	7 4, 6 0 0 円	

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
			50,000平方メートル以上のもの	171,300円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円

				50,000平方メートル以上のもの	487,100円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

第3条第6項の表備考第2項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第7

項の表備考及び第 8 項の表備考中「から第 6 項まで」を「、第 5 項及び第 7 項」に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第 2 条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成 2 8 年池田市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表 2 の項及び 3 の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		—	5, 6 0 0 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	2 0 0 平方メートル未満のもの	2 0, 1 0 0 円
			その他のもの	2 0 0 平方メートル以上のもの	2 1, 6 0 0 円
			その他のもの	2 0 0 平方メートル未満のもの	3 9, 1 0 0 円
			その他のもの	2 0 0 平方メートル以上のもの	4 3, 7 0 0 円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認		3 0 0 平方メートル未満のもの	1 1, 0 0 0 円
				3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	2 3, 2 0 0 円

	めたもの	のもの	
		2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	51, 400円
		5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	91, 800円
		10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	147, 700円
		25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	223, 500円
		50, 000平方メートル以上のもの	339, 400円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	
		300平方メートル未満のもの	37, 600円
		300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	65, 000円
		2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル	117, 600円

				未満のもの	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
				50,000平方メートル以上のもの	968,800円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル	320,100円

				ル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
				50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

第3条第3項の表備考第1項中「よるもの」の次に「又は共用部分を評価しないで住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したもの」を加え、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。

第3条第8項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		—	3,400円
		その他のもの	誘導仕様基準	200平方メートル未満のもの	10,700円

			によるもの	200平方メートル以上のもの	11,400円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
				200平方メートル以上のもの	22,500円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
				50,000平方	171,300円

		メートル以上のもの	
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル	66,200円

			ル以上2,000 平方メートル未満 のもの	
			2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	112,300円
			5,000平方メ ートル以上10, 000平方メート ル未満のもの	160,800円
			10,000平方 メートル以上2 5,000平方メ ートル未満のもの	315,800円
			25,000平方 メートル以上5 0,000平方メ ートル未満のもの	558,400円
			50,000平方 メートル以上のも の	1,025,900円

第3条第8項の表備考第2項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同条第11項の表備考第1項中「第7項」を「第8項」に改め、同表備考第6項第2号中「第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準及び同号ロ(2)の」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例
及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

- 1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 25 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

誘導仕様基準に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る手数料の額を定めるものであること。

（第 1 条中第 3 条の改正関係）

- 2 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成 28 年池田市条例第 10 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

誘導仕様基準に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る手数料の額を定めるものであること。また、引用条項の整理を行うものであること。

（第 2 条中第 3 条の改正関係）

- 3 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第11号 参 考

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する
条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例 第1条・第2条 （略） （手数料の徴収） 第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）の増加を含む場合に限る。）にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄	1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例 第1条・第2条 （略） （手数料の徴収） 第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）の増加を含む場合に限る。）にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄

改 正 前					改 正 後					
に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					
項	区分			金額	項	区分			金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計		
1	(略)				1	(略)				
2	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの</u>	<u>二</u>	<u>5, 6 0 0 円</u>	2	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの</u>	<u>二</u>	<u>5, 6 0 0 円</u>	
		<u>その他のもの</u>	<u>2 0 0 平方メートル未満のもの</u>	<u>4 1, 4 0 0 円</u>			<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>2 0 0 平方メートル未満のもの</u>	<u>2 2, 4 0 0 円</u>
			<u>2 0 0 平方メートル以上のもの</u>	<u>4 6, 0 0 0 円</u>			<u>2 0 0 平方メートル以上のもの</u>	<u>2 3, 9 0 0 円</u>		

改 正 前					改 正 後					
								その 他の もの	200平方メー トル未満のもの	41,400円
									200平方メー トル以上のもの	46,000円
3	共同住宅 等	登録住宅性 能評価機関 等が技術的 基準に適合 すると認め たもの	300平方メー トル未満のもの	11,000円	3	共同住宅 等	登録住宅性 能評価機関 等が技術的 基準に適合 すると認め たもの	300平方メー トル未満のもの	11,000円	
			300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの	23,200円				300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの	23,200円	
			2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの	51,400円				2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの	51,400円	
			5,000平方 メートル以上1 0,000平方	91,800円				5,000平方 メートル以上1 0,000平方	91,800円	

改 正 前					改 正 後				
			<u>メートル未満の もの</u>					<u>メートル未満の もの</u>	
			<u>10,000平 方メートル以上 25,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>147,700円</u>				<u>10,000平 方メートル以上 25,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>147,700円</u>
			<u>25,000平 方メートル以上 50,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>223,500円</u>				<u>25,000平 方メートル以上 50,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>223,500円</u>
			<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>339,400円</u>				<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>339,400円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>81,000円</u>		<u>その 他の もの</u>	<u>誘導 仕様 基準</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>39,900円</u>
			<u>300平方メー</u>	<u>133,500円</u>				<u>300平方メー</u>	<u>67,300円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>トル以上2, 0</u> <u>0 0平方メート</u> <u>ル未満のもの</u>		<u>によ</u> <u>るも</u> <u>の</u>			<u>トル以上2, 0</u> <u>0 0平方メート</u> <u>ル未満のもの</u>	
			<u>2, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>2 2 5, 6 0 0円</u>				<u>2, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>1 1 9, 9 0 0円</u>
			<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>3 2 2, 4 0 0円</u>				<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>1 8 0, 1 0 0円</u>
			<u>1 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>6 3 2, 4 0 0円</u>				<u>1 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>3 2 8, 8 0 0円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>25,000平方メートル以上</u> <u>50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,116,900円</u>				<u>25,000平方メートル以上</u> <u>50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>554,600円</u>
			<u>50,000平方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>2,050,900円</u>				<u>50,000平方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>971,100円</u>
							<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000円</u>
								<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>133,500円</u>
								<u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>225,600円</u>

改 正 前						改 正 後					
										<u>もの</u>	
										<u>5, 0 0 0平方 メートル以上1 0, 0 0 0平方 メートル未満の もの</u>	<u>3 2 2, 4 0 0円</u>
										<u>1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>6 3 2, 4 0 0円</u>
										<u>2 5, 0 0 0平 方メートル以上 5 0, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>1, 1 1 6, 9 0 0円</u>
										<u>5 0, 0 0 0平 方メートル以上</u>	<u>2, 0 5 0, 9 0 0円</u>

改 正 前						改 正 後					
									<u>のもの</u>		
備考						備考					
1～4 (略)						1～4 (略)					
5 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。						5 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。 <u>以下「基準省令」という。</u> ）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。					
<u>6・7</u> (略)						<u>6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。</u>					
2～5 (略)						<u>7・8</u> (略)					
6 変更認定の申請にあつては、次表（変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）の増加を含む場合を除く。）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。						2～5 (略)					
6 変更認定の申請にあつては、次表（変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）の増加を含む場合を除く。）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。						6 変更認定の申請にあつては、次表（変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）の増加を含む場合を除く。）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					

改 正 前					改 正 後				
項	区分			金額	項	区分			金額
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	(略)				1	(略)			
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認め	二	3, 4 0 0 円	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認め	二	3, 4 0 0 円
		たもの					たもの		
		その他のもの	2 0 0 平方メートル未満のもの	2 1, 3 0 0 円			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	2 0 0 平方メートル未満のもの
			2 0 0 平方メートル以上のもの	2 3, 6 0 0 円				2 0 0 平方メートル以上のもの	1 2, 6 0 0 円

改 正 前					改 正 後				
							の		
							その	200平方メー	21,300円
							他の	トル未満のもの	
							もの	200平方メー	23,600円
								トル以上のもの	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関	300平方メートル未満のもの	6,100円	3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関	300平方メートル未満のもの	6,100円
		等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円			等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
			5,000平方	46,600円				5,000平方	46,600円

改 正 前					改 正 後				
			メートル以上1 0, 0 0 0平方 メートル未満の もの					メートル以上1 0, 0 0 0平方 メートル未満の もの	
			1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満 のもの	7 4, 6 0 0円				1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満 のもの	7 4, 6 0 0円
			2 5, 0 0 0平 方メートル以上 5 0, 0 0 0平 方メートル未満 のもの	1 1 2, 9 0 0円				2 5, 0 0 0平 方メートル以上 5 0, 0 0 0平 方メートル未満 のもの	1 1 2, 9 0 0円
			5 0, 0 0 0平 方メートル以上 のもの	1 7 1, 3 0 0円				5 0, 0 0 0平 方メートル以上 のもの	1 7 1, 3 0 0円
		その他のも	3 0 0平方メー	4 1, 1 0 0円		その	誘導	3 0 0平方メー	2 0, 6 0 0円

改				正		前		改				正		後	
			<u>の</u>	<u>トル未満のもの</u>						<u>他の</u>	<u>仕様</u>	<u>トル未満のもの</u>			
				<u>3 0 0平方メー</u>	<u>6 7, 4 0 0円</u>					<u>もの</u>	<u>基準</u>	<u>3 0 0平方メー</u>	<u>3 4, 3 0 0円</u>		
				<u>トル以上2, 0</u>							<u>によ</u>	<u>トル以上2, 0</u>			
				<u>0 0平方メート</u>							<u>るも</u>	<u>0 0平方メート</u>			
				<u>ル未満のもの</u>							<u>の</u>	<u>ル未満のもの</u>			
				<u>2, 0 0 0平方</u>	<u>1 1 3, 5 0 0円</u>							<u>2, 0 0 0平方</u>	<u>6 0, 6 0 0円</u>		
				<u>メートル以上</u>								<u>メートル以上</u>			
				<u>5, 0 0 0平方</u>								<u>5, 0 0 0平方</u>			
				<u>メートル未満の</u>								<u>メートル未満の</u>			
				<u>もの</u>								<u>もの</u>			
				<u>5, 0 0 0平方</u>	<u>1 6 1, 9 0 0円</u>							<u>5, 0 0 0平方</u>	<u>9 0, 8 0 0円</u>		
				<u>メートル以上1</u>								<u>メートル以上1</u>			
				<u>0, 0 0 0平方</u>								<u>0, 0 0 0平方</u>			
				<u>メートル未満の</u>								<u>メートル未満の</u>			
				<u>もの</u>								<u>もの</u>			
				<u>1 0, 0 0 0平</u>	<u>3 1 7, 0 0 0円</u>							<u>1 0, 0 0 0平</u>	<u>1 6 5, 1 0 0円</u>		
				<u>方メートル以上</u>								<u>方メートル以上</u>			
				<u>2 5, 0 0 0平</u>								<u>2 5, 0 0 0平</u>			

改 正 前					改 正 後				
			<u>方メートル未満 のもの</u>					<u>方メートル未満 のもの</u>	
			<u>25,000平 方メートル以上 50,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>559,600円</u>				<u>25,000平 方メートル以上 50,000平 方メートル未満 のもの</u>	<u>278,400円</u>
			<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>1,027,100円</u>				<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>487,100円</u>
							<u>その 他の もの</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>41,100円</u>
						<u>300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの</u>		<u>67,400円</u>	
						<u>2,000平方 メートル以上</u>		<u>113,500円</u>	

改 正 前						改 正 後					
										<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	
										<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>1 6 1, 9 0 0円</u>
										<u>1 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>3 1 7, 0 0 0円</u>
										<u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>5 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>5 5 9, 6 0 0円</u>

改 正 前					改 正 後				
								50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円
備考					備考				
1 (略)					1 (略)				
2 第1項の表備考第2項から第7項までの規定は、この表についても適用する。					2 第1項の表備考第2項から第8項までの規定は、この表についても適用する。				
7 省令第46条の2に規定する書面（省令第44条に規定する軽微な変更に応じ、当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に限る。）にあっては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					7 省令第46条の2に規定する書面（省令第44条に規定する軽微な変更に応じ、当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に限る。）にあっては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。				
(略)					(略)				
備考 第1項の表備考第4項から第6項までの規定は、この表についても適用する。					備考 第1項の表備考第4項、第5項及び第7項の規定は、この表についても適用する。				
8 省令第46条の2に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認					8 省令第46条の2に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認				

改 正 前	改 正 後
定等に係る評価手法と同一である場合を除く。) にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。 (略) 備考 第1項の表備考第4項から第6項までの規定は、この表についても適用する。 第4条～第6条 (略) 2 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料 条例 第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定(以下この条において「変更認定」という。)の申請(変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)の評価手法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費	定等に係る評価手法と同一である場合を除く。) にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。 (略) 備考 第1項の表備考第4項、第5項及び第7項の規定は、この表についても適用する。 第4条～第6条 (略) 2 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料 条例 第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定(以下この条において「変更認定」という。)の申請(変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)の評価手法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費

改 正 前					改 正 後				
性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは変更認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。)の増加を含む場合に限る。)にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは変更認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。)の増加を含む場合に限る。)にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。				
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計	
1	(略)				1	(略)			
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適	二	5,600円	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適	二	5,600円

改 正 前					改 正 後				
			<u>合すると認めたもの</u>					<u>合すると認めたもの</u>	
			<u>その他のもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>				<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,100円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>21,600円</u>
								<u>その他のもの</u>	<u>39,100円</u>
								<u>200平方メートル未満のもの</u>	
								<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>43,700円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000円</u>	<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000円</u>
			<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,200円</u>				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,200円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>2, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>5 1, 4 0 0円</u>				<u>2, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>5 1, 4 0 0円</u>
			<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>9 1, 8 0 0円</u>				<u>5, 0 0 0平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0, 0 0 0平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>9 1, 8 0 0円</u>
			<u>1 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>1 4 7, 7 0 0円</u>				<u>1 0, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>1 4 7, 7 0 0円</u>
			<u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>5 0, 0 0 0平</u>	<u>2 2 3, 5 0 0円</u>				<u>2 5, 0 0 0平</u> <u>方メートル以上</u> <u>5 0, 0 0 0平</u>	<u>2 2 3, 5 0 0円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>方メートル未満 のもの</u>					<u>方メートル未満 のもの</u>	
			<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>339,400円</u>				<u>50,000平 方メートル以上 のもの</u>	<u>339,400円</u>
		<u>その他のも の</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>78,700円</u>		<u>その 他の もの</u>	<u>誘導 仕様 基準 によ るも の</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>37,600円</u>
			<u>300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの</u>	<u>131,200円</u>				<u>300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの</u>	<u>65,000円</u>
			<u>2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの</u>	<u>223,400円</u>				<u>2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの</u>	<u>117,600円</u>
			<u>5,000平方 メートル以上1</u>	<u>320,100円</u>				<u>5,000平方 メートル以上1</u>	<u>177,800円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>0, 0 0 0平方 メートル未満の もの</u>					<u>0, 0 0 0平方 メートル未満の もの</u>	
			<u>1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>6 3 0, 1 0 0円</u>				<u>1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>3 2 6, 5 0 0円</u>
			<u>2 5, 0 0 0平 方メートル以上 5 0, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>1, 1 1 4, 7 0 0円</u>				<u>2 5, 0 0 0平 方メートル以上 5 0, 0 0 0平 方メートル未満 のもの</u>	<u>5 5 2, 3 0 0円</u>
			<u>5 0, 0 0 0平 方メートル以上 のもの</u>	<u>2, 0 4 8, 6 0 0円</u>				<u>5 0, 0 0 0平 方メートル以上 のもの</u>	<u>9 6 8, 8 0 0円</u>
							<u>その 他の</u>	<u>3 0 0平方メー トル未満のもの</u>	<u>7 8, 7 0 0円</u>

改 正 前					改 正 後					
								もの	3 0 0平方メー トル以上2, 0 0 0平方メート ル未満のもの	1 3 1, 2 0 0円
									2, 0 0 0平方 メートル以上 5, 0 0 0平方 メートル未満の もの	2 2 3, 4 0 0円
									5, 0 0 0平方 メートル以上1 0, 0 0 0平方 メートル未満の もの	3 2 0, 1 0 0円
									1 0, 0 0 0平 方メートル以上 2 5, 0 0 0平 方メートル未満	6 3 0, 1 0 0円

改 正 前					改 正 後				
								もの 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 もの	
								50,000平方メートル以上 もの	
備考					備考				
1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物をいう。以下この条において同じ。）（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの（以下この条において「共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「共用部床					1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物をいう。以下この条において同じ。）（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は共用部分を評価しないで住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したもの（以下この条において「共用部分を評価しないもの」という。）に				

改 正 前	改 正 後
面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、変更認定の申請(当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 2～5 (略) <u>6・7</u> (略) 4～7 (略) 8 変更認定の申請にあっては、次表(変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(同表備考第1項に規定する変更認定の	ついては、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積(以下この条において「共用部床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、変更認定の申請(当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 2～5 (略) <u>6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。</u> <u>7・8</u> (略) 4～7 (略) 8 変更認定の申請にあっては、次表(変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(同表備考第1項に規定する変更認定の

改 正 前					改 正 後					
申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。)の増加を含む場合を除く。)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。)の増加を含む場合を除く。)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					
項	区分			金額	項	区分			金額	
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	(略)				1	(略)				
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	二	3, 4 0 0 円	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	二	3, 4 0 0 円	
		その他のもの	2 0 0平方メートル未満のもの	2 0, 2 0 0 円			その他のもの	誘導仕様基準	2 0 0平方メートル未満のもの	1 0, 7 0 0 円
			2 0 0平方メートル	2 2, 5 0 0 円			その他のもの	誘導仕様基準	2 0 0平方メートル	1 1, 4 0 0 円

改 正 前					改 正 後				
			<u>トル以上のもの</u>				<u>によ るも の</u>	<u>トル以上のもの</u>	
							<u>その 他の もの</u>	<u>200平方メー トル未満のもの</u>	<u>20,200円</u>
								<u>200平方メー トル以上のもの</u>	<u>22,500円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅 等</u>	<u>登録住宅性 能評価機関 等が性能向 上基準に適 合すると認 めたもの</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>6,100円</u>	<u>3</u>	<u>共同住宅 等</u>	<u>登録住宅性 能評価機関 等が性能向 上基準に適 合すると認 めたもの</u>	<u>300平方メー トル未満のもの</u>	<u>6,100円</u>
			<u>300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの</u>	<u>12,200円</u>				<u>300平方メー トル以上2,0 00平方メート ル未満のもの</u>	<u>12,200円</u>
			<u>2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の</u>	<u>26,300円</u>				<u>2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の</u>	<u>26,300円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>もの</u>				<u>もの</u>		
			<u>5, 0 0 0平方</u>	<u>4 6, 8 0 0円</u>			<u>5, 0 0 0平方</u>	<u>4 6, 6 0 0円</u>	
			<u>メートル以上1</u>				<u>メートル以上1</u>		
			<u>0, 0 0 0平方</u>				<u>0, 0 0 0平方</u>		
			<u>メートル未満の</u>				<u>メートル未満の</u>		
			<u>もの</u>				<u>もの</u>		
			<u>1 0, 0 0 0平</u>	<u>7 4, 6 0 0円</u>			<u>1 0, 0 0 0平</u>	<u>7 4, 6 0 0円</u>	
			<u>方メートル以上</u>				<u>方メートル以上</u>		
			<u>2 5, 0 0 0平</u>				<u>2 5, 0 0 0平</u>		
			<u>方メートル未満</u>				<u>方メートル未満</u>		
			<u>のもの</u>				<u>のもの</u>		
			<u>2 5, 0 0 0平</u>	<u>1 1 2, 9 0 0円</u>			<u>2 5, 0 0 0平</u>	<u>1 1 2, 9 0 0円</u>	
			<u>方メートル以上</u>				<u>方メートル以上</u>		
			<u>5 0, 0 0 0平</u>				<u>5 0, 0 0 0平</u>		
			<u>方メートル未満</u>				<u>方メートル未満</u>		
			<u>のもの</u>				<u>のもの</u>		
			<u>5 0, 0 0 0平</u>	<u>1 7 1, 3 0 0円</u>			<u>5 0, 0 0 0平</u>	<u>1 7 1, 3 0 0円</u>	
			<u>方メートル以上</u>				<u>方メートル以上</u>		

改 正 前					改 正 後				
			<u>のもの</u>					<u>のもの</u>	
		<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>40,000円</u>		<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,400円</u>
			<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>33,100円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>112,300円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>59,400円</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>160,800円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>89,600円</u>
			<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>315,800円</u>				<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>164,000円</u>

改 正 前					改 正 後				
			<u>方メートル以上</u> <u>25,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>				<u>方メートル以上</u> <u>25,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>		
			<u>25,000平</u> <u>方メートル以上</u> <u>50,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>558,400円</u>			<u>25,000平</u> <u>方メートル以上</u> <u>50,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>277,300円</u>	
			<u>50,000平</u> <u>方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>1,025,900円</u>			<u>50,000平</u> <u>方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>486,000円</u>	
						<u>その</u> <u>他の</u> <u>もの</u>	<u>300平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	<u>40,000円</u>	
						<u>300平方メー</u> <u>トル以上2,0</u> <u>00平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>		

改 正 前						改 正 後					
								<u>2, 0 0 0平方</u>	<u>1 1 2, 3 0 0円</u>		
								<u>メートル以上</u>			
								<u>5, 0 0 0平方</u>			
								<u>メートル未満の</u>			
								<u>もの</u>			
								<u>5, 0 0 0平方</u>	<u>1 6 0, 8 0 0円</u>		
								<u>メートル以上1</u>			
								<u>0, 0 0 0平方</u>			
								<u>メートル未満の</u>			
								<u>もの</u>			
								<u>1 0, 0 0 0平</u>	<u>3 1 5, 8 0 0円</u>		
								<u>方メートル以上</u>			
								<u>2 5, 0 0 0平</u>			
								<u>方メートル未満</u>			
								<u>のもの</u>			
								<u>2 5, 0 0 0平</u>	<u>5 5 8, 4 0 0円</u>		
								<u>方メートル以上</u>			
								<u>5 0, 0 0 0平</u>			

改 正 前					改 正 後				
備考					備考				
1 (略)					1 (略)				
2 第1項第1号の表備考第3項並びに第3項の表備考第2項から第5項まで及び第7項の規定は、この表についても適用する。					2 第1項第1号の表備考第3項並びに第3項の表備考第2項から第6項まで及び第8項の規定は、この表についても適用する。				
9・10 (略)					9・10 (略)				
11 法第41条第1項の規定による認定の申請にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					11 法第41条第1項の規定による認定の申請にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。				
(略)					(略)				
備考					備考				
1 第1項第1号の表備考第2項及び第3項並びに第3項の表備考第2項から第4項まで及び第7項の規定は、この表についても適用する。					1 第1項第1号の表備考第2項及び第3項並びに第3項の表備考第2項から第4項まで及び第8項の規定は、この表についても適用する。				
2～5 (略)					2～5 (略)				

方メートル未満
のもの

50,000平
方メートル以上
のもの

1,025,900円

改 正 前	改 正 後
6 「仕様基準等によるもの」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準及び同号ロ(2)の基準により評価したもの (3) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準及び同号ロ(2)の基準により評価したもの 第4条～第6条 (略)	6 「仕様基準等によるもの」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準の基準により評価したもの 第4条～第6条 (略)

議案第 12 号

池田市災害見舞金等支給条例の一部改正について

池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

道路交通法の一部改正に伴い、災害見舞金等の支給対象となる交通事故の定義の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例（案）

池田市災害見舞金等支給条例（平成10年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「車両（」を「車両、」に、「身体障害者用の車いすを含む。）」を「移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車及び同項第11号の5に規定する遠隔操作型小型車」に、「乗物」を「乗り物」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に生じる交通事故について適用し、同日前に生じた交通事故については、なお従前の例による。

池田市災害見舞金等支給条例の一部改正について

- 1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部改正に伴い、文言を整理するとともに、災害見舞金又は災害弔慰金を支給する交通事故に、移動用小型車及び遠隔操作型小型車による人身事故を加えるものであること。

（第 2 条の改正関係）

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第12号 参 考

池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（同項第11号の3に規定する<u>身体障害者用の車いすを含む。</u>）並びに一般交通の用に供する列車、航空機、船舶その他これらに類する<u>乗物</u>として市長が認めるものによって発生した人身事故（過失に基づく自損事故を含む。）をいう。 (4)・(5) （略） 第3条～第7条 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両、同項第11号の3に規定する<u>移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車及び同項第11号の5に規定する遠隔操作型小型車並びに一般交通の用に供する列車、航空機、船舶その他これらに類する<u>乗り物</u></u>として市長が認めるものによって発生した人身事故（過失に基づく自損事故を含む。）をいう。 (4)・(5) （略） 第3条～第7条 （略）

議案第 13 号

池田市大気観測局管理基金条例の廃止について

池田市大気観測局管理基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

一般会計への繰出しにより残高がなく、今後歳入が見込めないことから、大気観測局管理基金を廃止するため、本条例を廃止するものである。

池田市条例第 号

池田市大気観測局管理基金条例を廃止する条例（案）

池田市大気観測局管理基金条例（平成 12 年池田市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

池田市大気観測局管理基金条例の廃止について

- 1 大気観測局管理基金を廃止するため、本条例を廃止すること。

(本則関係)

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

(附則関係)

議案第 14 号

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 [住所（略）]
X [氏名（略）]
- 2 損害賠償の額 金 2, 080, 000 円

令和 5 年 2 月 24 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 4 年 11 月 28 日に発生した市有地内で立ち枯れした樹木が市道五月山箕面線を走行する車両に倒れて当該車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を定め和解したいので、本議案を提出するものである。

経過について

- 1 令和4年11月28日、市道五月山箕面線（以下単に「道路」という。）に隣接する市有地内で立ち枯れした樹木が道路上に倒れ、Xの運転により道路を走行中のXが所有する車両（以下「本件対象物件」という。）の上部及び側面部に激しく接触し、本件対象物件を損傷させる事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- 2 令和4年11月30日、Xから本件対象物件の修理の対応については株式会社Yが行い、本件対象物件の代車の対応については株式会社Zが行う旨の連絡があり、同日、全国市長会へ本件事故に係る修理の費用等の査定交渉を委任した。
- 3 令和5年1月26日、全国市長会から、本件対象物件の修理に要する費用として金1,200,000円、本件対象物件の代車に要する費用として金700,000円、本件対象物件の評価損として金180,000円、合計金2,080,000円を本件事故に係る損害賠償とする物件損害の免責に関する示談書（案）が提案された。
- 4 示談書（案）は、参考（2）のとおりである。ただし、表現については若干修正されることがある。

示 談 書 (案)

年	月	日
---	---	---

第一当事者 (甲)	氏 名	池田市長 瀧澤 智子	印
	住 所	大阪  池田市城南1丁目1番1号	

第二当事者 (乙)	氏 名	X	印
	住 所	 (略)	

事故発生日時	2022 年 11 月 28 日  5 時 22 分 
事故発生場所	大阪  池田市中川原町10番18地先
事故の原因 状況結果	上記日時、場所にて乙の運転により車両(略)を走行中、甲管理地の立ち枯れした樹木が倒れ、乙の車両を損傷させた。
示談の内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、車両修理費用120万円と代車費用70万円と評価損害18万円の合計・金208万円を乙に支払う。なお、金208万円は、甲の加入する保険会社より、車両修理費用120万円は(株)Yへ、代車費用70万円は(株)Zへ、評価損害18万円は乙へ支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。

